

○令和6年2月22日(木)

開議 午前10時00分

閉会 午後3時23分

○出席委員(15名)

| | | | |
|------|--------|----|----------|
| 委員長 | 塩尻英明 | 委員 | 皆川ゆきたけ |
| 副委員長 | 高橋ひでとし | 委員 | たけいしよういち |
| 委員 | 横山啓一 | 委員 | まじま隆英 |
| 委員 | あべなお | 委員 | 高木ひろたか |
| 委員 | 上野和幸 | 委員 | えびな安信 |
| 委員 | 中村みなこ | 委員 | 佐藤さだお |
| 委員 | 小林ゆうき | 委員 | 品田ときえ |
| 委員 | 駒木おさみ | | |

○出席議員(2名)

| | | | |
|----|------|-----|--------|
| 議長 | 福居秀雄 | 副議長 | 中村のりゆき |
|----|------|-----|--------|

○説明員

| | | | |
|---------------|-------|---------------|------|
| 副市長 | 菅野直行 | 子育て支援部子育て助成課長 | 田上裕隆 |
| 総合政策部長 | 熊谷好規 | 観光スポーツ交流部長 | 菅原稔 |
| 総合政策部財政課長 | 小澤直樹 | 農政部長 | 加藤章広 |
| 行財政改革推進部長 | 浅利豪 | 建築部長 | 中野利也 |
| 地域振興部長 | 三宅智彦 | 土木部長 | 太田誠二 |
| 地域振興部次長 | 田島章博 | 土木部雪対策担当部長 | 幾原春実 |
| 地域振興部都市計画課主幹 | 原智之 | 土木部次長 | 澤渡武士 |
| 総務部長 | 和田英邦 | 土木部雪対策課長 | 時田秀樹 |
| 市民生活部長 | 林良和 | 土木部雪対策課主幹 | 熊澤康敦 |
| 市民生活部次長 | 久保秀樹 | 土木部公園みどり課長 | 星孝幸 |
| 福祉保険部長 | 金澤匡貢 | 土木事業所主幹 | 石持真 |
| 福祉保険部保険制度担当部長 | 松本賢 | 消防長 | 松尾彰 |
| 福祉保険部次長 | 高越聡 | 教育長 | 野崎幸宏 |
| 福祉保険部次長 | 中瀬恭子 | 学校教育部長 | 品田幸利 |
| 福祉保険部長寿社会課長 | 鳴海秀一 | 学校教育部学校施設課長 | 熊谷修 |
| 子育て支援部長 | 浅田斗志夫 | 社会教育部長 | 佐藤弘康 |

○事務局出席職員

| | | | |
|----------|---------|---------|--------|
| 議会事務局長 | 酒井 睦 元 | 議事調査課主査 | 浅沼 真 希 |
| 議会事務局次長 | 林 上 敦 裕 | 議事調査課書記 | 高橋 理 恵 |
| 議事調査課長補佐 | 浅海 雅 俊 | 議事調査課書記 | 岡本 諭 志 |
| 議事調査課主査 | 長谷川 香 織 | | |

○塩尻委員長 ただいまから、補正予算等審査特別委員会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

ここで、過日の委員会で、まじま委員から御要求のありました資料につきましては、委員各位のお手元に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

(「要りません」の声あり)

○塩尻委員長 それでは、資料の説明につきましては、省略させていただきます。

それでは、昨日に引き続き、議案第1号ないし議案第27号の令和5年度旭川市各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上27件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○駒木委員 おはようございます。

少し緊張しておりますが、よろしくお願いを申し上げます。

2月7日から2月12日まで開催されました旭川冬まつりが連日の大盛況で幕を閉じましたが、その後は4月並みの暖気となりました。冬まつり会場の雪像も、繊細な技が光る氷彫刻も解けて台なしにならずに無事に開催できたことは、関係者の皆様にとっても本当によかったなど心から思っております。

そして、大切な観光資源でもある雪ですが、観光に訪れるお客様、特にインバウンドのお客様がうれしそうに上質な旭川のパウダースノーに飛び込んだり、子どもたちがチューブ滑りや雪遊びを楽しく満喫する姿を見るとうれしくなりました。3月にはバーサースキー大会も開催されます。気象状況が心配でもあります。無事に大成功できることを願うものでございます。

観光資源として欠かせない旭川の大自然の雪であります。市民生活、私たちの生活道路を悩ませるのも雪でございます。

ここで、除雪費についてでございますが、今シーズンは、12月の記録的な降雪により排雪量がかさみ、補正となりましたが、どのような気象状況で、除排雪作業の状況はどうであったのでしょうか、お伺いをいたします。

○石持土木事業所主幹 今シーズンは、12月中旬以降、12月としては観測史上最大となるまとまった降雪など、短期間に30センチメートル以上の集中降雪が3回あったほか、細かく締まりづらい雪質によりざくざく路面が発生するなど、道路状況が市内全域で一変する非常に厳しい気象状況となりました。

こうした気象状況に対応すべく、連日、除雪作業を行いましたが、かき分けた雪による道路幅員の減少や、ざくざく路面の対策により雪山が大きくなるなど、道路環境が悪化したため、年明け前の幹線道路と一部生活幹線道路の排雪に続き、年明けからダンプを増車するなど、最大限の体制で生活道路の排雪作業を実施し、早期の道路環境改善に努めたところです。

○駒木委員 今シーズンは気象状況が厳しく、全市的に道路がざくざく状態になる時期がありましたが、圧雪路面管理の試行の状況をお伺いします。

また、今後どのようにされる方向性か、見解をお伺いします。

○澤渡土木部次長 路面管理手法の試行は、令和3年度から、統合地区ごとに1か所で計4か所のモデル地区を設定しておりまして、圧雪の厚さを薄く管理することによりまして、ざくざく路面を抑制する効果のほかに、道路脇の雪山や幅員の状況などについて検証を行っております。

今シーズンも引き続き路面管理手法の試行に取り組んでおりますし、シーズンの終了後には検証を行いまして、これまでの3か年の試行の結果と、本市の除雪体制を踏まえながら来シーズンに向けて方向性を整理してまいります。

○駒木委員 12月の過去最大の大雪に伴いまして、住宅の敷地内からあふれるほどの雪で市民の皆様も非常に困った状況であったと思います。道路への雪出しも多かったのではないかと思います。

昨年の9月に本市の雪対策基本条例が制定されましたが、条例に関する市民の皆様からの問合せや反応はどうでありましたでしょうか、お伺いいたします。

○熊澤土木部雪対策課主幹 雪対策基本条例の制定に伴いまして、道路への雪出しに対する市民からの通報や問合せが多く寄せられており、今シーズンは現時点で約130件となっております。

その内容としましては、雪出しで道路が狭くなっている、雪出ししているので注意してほしいといった通報のほか、間口の雪の寄せ方などの問合せもあり、条例制定を機に市民の関心が高まってきているものと考えております。

○駒木委員 雪対策基本条例に罰則はありませんが、指導や勧告を行うとのことでもあります。今シーズンは指導や勧告に至るような案件はございましたでしょうか、また、その際にどのような効果がありましたでしょうか、市民の皆様にも広く周知をされましたでしょうか、お伺いいたします。

○時田土木部雪対策課長 今シーズンは、現段階では条例に基づく指導や勧告に至った経緯はございません。

条例の効果につきましては、問合せの内容や件数のほか、雪出しの現場を発見した際に条例のチラシを渡して説明すると、その後、雪出しされなくなるケースが複数あるなど、条例の目的の一つであるルールやマナーの市民意識の向上や、条例の制定による一定の抑止効果も現れてきていると感じておりますので、今後も様々な媒体を活用して市民への周知に努めてまいりたいと考えております。

○駒木委員 雪出しされなくなるケースが複数あるとのことでした。今後もトラブルなどなく調和が取れるように、意識向上へと、市民の皆様へ円滑に御理解をいただけるように丁寧に周知を進めていただきたいと思います。

次に、事業者から、他都市の工事などで市内業者が流れているとの声がございます。除排雪業務のオペレーターの人数はどのようになっていますでしょうか。

また、排雪作業には安全が守られるように交通誘導警備員が必要であり、いなければ作業ができません。旭川にとって宝の人材確保だと思います。

除排雪作業に関わる労務単価が上昇していると聞いております。適切な積算となっていますでしょうか、お伺いいたします。

○澤渡土木部次長 令和5年度におけます本市の除雪業務に係る運転手の当初の登録人数は647人となっており、令和4年度の637人と比べますと10人増加しておりますが、30歳未満が58人に対しまして60歳以上が153人と、高齢者を補うべき若手の入職者が足りていないと認識

しております。

また、北海道警備業協会から、除排雪に伴う警備業務につきまして毎年要望書を受けておりますが、警備員が離職したり入職者が減少するなど、厳しい状況であると伺っております。

除排雪業務を積算するときの労務単価につきましては、国や北海道の積算方法と同様に公共工事設計労務単価を使用しておりますので、最新の単価で適切に積算しております。

○駒木委員 今後の排雪作業を継続するために必要な費用として補正予算が計上されておりますが、十分な補正予算となっておりますでしょうか。

また、2月の中旬から急激に暖かくなりました。雪解けが急速に進み、春のような気温でありました。どのように補正予算を執行していくのか、お示してください。

○澤渡土木部次長 補正予算の算出に当たりましては、大雪に伴い増加した12月から1月下旬までの排雪量と、その後、例年並みの雪が降った場合に必要となる最終的な排雪量を想定しまして、排雪作業を継続するために必要な費用を計上しておりますので、今後大雪などが発生しない限り不足することはないと考えております。

1月以降、気象状況が落ち着き、2月中旬からは4月並みの暖気によりまして、2月の観測史上最高気温となる13.8度を記録するなど、急激に融雪が進んでおりますが、偏西風が蛇行したことにより今シーズンは変動の激しい気象が続いております。現在は寒気が戻りまして、来週からは低気圧が通過して冬型の気圧配置になると予想されておりますので、状況が一変する可能性もございます。

補正予算の執行につきましては、今後、どのように気象の状況が推移して、道路の状況が変化していくのかをしっかりと見極めながら、市民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことのないよう適切な除排雪作業を進めてまいります。

○駒木委員 気象状況は予測できないものであり、大雪やざくざくの路面に悩まされる雪であります。今後においても市民の皆様の生活道路の安全とあらゆる御要望にもお応えできるようにお願いを申し上げまして、この質問は終わります。

次に、都市計画公園整備費について質問をさせていただきます。

都市計画公園整備費で行う事業の目的と内容の説明をお伺いします。

また、今回の補正予算による事業の概要をお伺いいたします。

○星土木部公園みどり課長 都市計画公園整備費による事業は、老朽化した公園施設を、子どもや高齢者をはじめ、誰もが安全で安心して利用できるよう改修、更新を行い、市民のレクリエーション活動などの場の充実を図り、市民生活に潤いを提供することを目的として行っております。

今回の補正予算では、老朽化により使用禁止となっている遊具が設置された公園や、設置後、一定の年数が経過し、遊具の安全点検で補修もしくは更新が必要であると判定された遊具が複数設置されている公園5か所において、複合遊具やブランコ、鉄棒などの遊具の更新を行うことを予定しております。

○駒木委員 都市計画公園整備費による事業では、老朽化した施設の改修、更新を行うとの説明が最初にありましたが、老朽化した施設は遊具だけではないです。公園を利用される地域の方々からは、遊具だけではなく、ほかの施設についても様々な改修・更新要望があると思っておりますが、どのような要望が届いておりますでしょうか、お伺いいたします。

○星土木部公園みどり課長 地域からいただく老朽化した施設の改修要望としましては、使用禁止となっている遊具更新のほか、故障により稼働停止している噴水の再開や、倒れている外柵の改修、トイレの設備改修、公園内広場の雑草繁茂対策としてダスト舗装への改修、あずまやや木製階段の補修など、様々な施設について改修要望をいただいております。

○駒木委員 地域から様々な御要望が届いているとのことですが、どの御要望も大切な要望だと受け止めております。そういった御要望に対し、どのように対応されていますでしょうか。

また、対応時の優先順位の考え方をお伺いいたします。

○星土木部公園みどり課長 公園内の老朽施設に対して、地域から様々な施設改修要望をいただいておりますが、限られた予算の中で全ての要望に応えることは難しく、また、街区公園などの小規模公園においては、施設改修に関わる国の交付金も遊具に限定されているという状況もあり、利用に際しての安全面や施設を使用禁止としていることによる利用面での影響などから、対応の優先順位を定め、予算制約の中で対応可能なものから改修を行うこととしておりますが、遊具更新と比較すると、ほかの老朽施設の更新の要望については十分に答えられていない状況となっております。

そのため、更新が困難な外柵などの施設については、撤去後に同様の外柵を設置するのではなく、大型の置き石を等間隔に並べて設置することで外柵の代替施設としているほか、状況に応じて撤去のみの対応も行っており、近年では、動物のふんが時々見られるため、砂場で安心して遊べないなどの意見を受け、砂場の撤去を行っている例などもございます。

○駒木委員 街区公園などの小規模公園では地域の町内会から御意見を聞きながら事業を行っているとのことですが、規模の大きな公園の場合はどのように意見をまとめていますでしょうか、お伺いします。

○星土木部公園みどり課長 地区公園や総合公園など、多くの市民の利用が見込まれる規模の大きな公園に設置されている遊具の改修を行う際は、近隣町内会に事業実施の説明を行うほか、公園に隣接する小学校や幼稚園、保育園などに遊具改修に関するアンケート調査への協力を依頼し、その結果を遊具選定の参考とすることや、本市附属機関である旭川市緑の審議会において整備案の内容を説明し、意見をいただくこと、本市ホームページに整備案を掲載し、意見を募集するなど、公園の規模に応じて、隣接する地域だけではなく、幅広い市民から意見をいただけるような手続を行っております。

○駒木委員 施設の安全、安心な利用のために改修、更新を進めていくことは重要なことだと思いますが、昨日の上野委員の質疑の中でも施設のスリム化を検討していくなどの御答弁がございました。

確かに限られた予算の中で計画的に事業を進めていくことは難しいことだとは考えます。今の答弁に、公園の規模に応じて、隣接する地域だけではなく、幅広い市民から意見をいただけるような手続を行っておりますとありましたが、ふだん公園を利用する子どもたちの声、また保護者も含めて、募集するアンケートの対象に入っていないのが不思議であります。

近隣町内会に事業実施の説明、公園に隣接する小学校や幼稚園、保育園などに遊具改修に関するアンケート調査への協力を依頼されておりますが、子どもたちや保護者に直接的に働きかける調査がなくては、将来を見据えた公園づくりにならないのではないのでしょうか。実際に公園の現場で、直接の声を聞いてみてはいかがでしょうか。子どもの背丈で見たときの身長と同じくらい生い茂る

雑草も、使用禁止となっているトイレも、防犯のためには早期の対応が必要と考えております。ほかに、子育て支援部などにそのような声が届けられていないかなどの情報を得ていくことも大切だと考えております。社会情勢の変化からスリム化の検討があるのでしたら、地域の方々から理解が得られるよう、丁寧な説明を今よりもさらに深めていくことが求められると考えております。

今後の遊具をはじめとする施設の更新全体の考え方について見解をお伺いしまして、この質問は終わります。

○太田土木部長 今回の補正予算では、5か所の公園の遊具施設の改修を行うということでございまして、今回、5か所の公園のうち、4か所が街区公園、それから1か所が近隣公園ということでございまして、比較的規模の小さな公園の改修ということでございます。

都市公園には、都市基幹公園でございます運動公園ですとか総合公園といった大規模な公園から、住区基幹公園でございます地区・近隣・街区公園など、様々な規模や機能を有する公園がありまして、その種類ごとに、あるいは用途に応じた役割といったものが求められてございます。

特に、地域の方々にとって身近な住区基幹公園につきましては、市内全域に配置されてございまして、更新が必要な老朽化施設も非常に多く存在しているといった状況にございますが、その更新要望にはなかなか十分に答えられている状況にはなっていないということもあって、公園利用者の安全、安心を確保するためには、やむを得ず施設の使用休止が長期に及ぶこととすとか、更新に際しては公園のスリム化を検討していくということについて、地域の理解を求めていく必要があると考えてございます。

先ほど委員からの御指摘がございましたけれども、そういった理解を求めていく場合には、やはり、主に公園を利用される子どもたちですとか、その保護者の皆様、あるいは地域の高齢者の方もいらっしゃるけれども、そういった世代ごとに丁寧に説明をして意見を聞いていくというようなことも、その手法についてもちょっと工夫が必要なのかなというふうにも考えているところでございます。

また、こうした住区基幹公園につきましては、その誘致圏に応じた配置ですとか大きさなどが定められておりまして、そうした種類ごとに応じた地域における公園の在り方、あるいは役割ということにつきましても、やはり、社会情勢の変化ですとか、市民ニーズの変化、こういったものを十分に踏まえながら、改めてまた地域の方々との議論が必要だというふうに考えてございますし、やはり、将来を見据えた広い視点の中で、単なるスリム化ということではなくて、選択と集中ということを図りながら、今後も地域の公園が利用者にとって憩いの場、あるいは、潤いを与える場となるような公園づくりといったものを創意工夫しながら進めていく必要があるというふうに考えてございます。

○駒木委員 次に、永山西小学校の増改築についてであります。永山西小学校増改築費の事業内容についてお伺いをいたします。

○熊谷学校教育部学校施設課長 永山西小学校増改築の補正額2億4千918万4千円につきましては、第1期目に建設された校舎が築58年を経過し、老朽化かつ耐震性が不足している校舎、体育館の増改築を行うものであり、令和5年7月から建設工事を行っているところであります。

今後の予定といたしましては、令和6年度において引き続き校舎、体育館の工事を進め、令和7年8月の2学期から供用を開始する予定であります。

○駒木委員 築58年が経過し新校舎が建設されることに、児童生徒はもちろん、地域の皆様からも期待と喜びの声が寄せられております。

永山西小学校の新しい校舎や体育館など、どのような特徴を備えた建物となるのでしょうか。災害に強いまちづくりとして、災害時には永山西小学校は地域住民の避難所にもなりますが、非常用電源などが設置されるのでしょうか。バリアフリー化や防災の視点からお伺いします。

○熊谷学校教育部学校施設課長 増改築工事に当たりましては、子どもたちの安全、安心を確保し、生き生きと学ぶことのできる環境を整備するため、それぞれの学校や地域の特色、運営方針などを見据え、災害時における避難所や防災施設としての機能確保につきましても、設計段階から工事担当部局と協議を重ねながら施設整備を進めてきたところでございます。

まず、避難所としての機能確保につきましては、災害時には、障害者や高齢者、妊産婦など様々な方が避難されることから、施設のバリアフリー化を図るため、体育館に多用途トイレを設置するとともに、必要な箇所に手すりを設置し、平坦な通路を確保する設計としております。

また、防災施設としての機能確保につきましては、停電の際に外部の発電機で発電した電気を体育館の照明やコンセントで利用できるように、非常時電源引込み設備の整備や、体育館での防災物品を備蓄するスペースの確保などを行ってまいります。

○駒木委員 災害時における避難所や防災施設としての機能確保が行き届いていることが理解できました。

子どもたちの安全、安心を確保し、生き生きと学ぶことのできる環境を整備されているとのことですが、今の児童生徒は、生まれたときから環境に優しい生活、社会の中で育まれております。また、環境に対する意識が当然のようにあり、さらには高まっているようにも感じております。

永山西小学校の新しい校舎や体育館について、環境に配慮した建物や設備としてどのようなものを整備する予定なのか、お伺いします。

○熊谷学校教育部学校施設課長 環境に配慮した建物や設備といたしましては、建物の断熱化や建物内の照明を全てLED化するほか、児童玄関前の通路の外灯にソーラー発電によるLED灯の設置、壁、天井などの内装材、室内の作りつけ家具に木材を使用するなど、消費電力量及びCO₂排出量の削減に寄与する取組として進めているところでございます。

○駒木委員 永山西小学校の新しい校舎や体育館において、壁や天井などの内装材、室内の作りつけの家具の木材としてどのようなものが使われているのか、お伺いします。

○熊谷学校教育部学校施設課長 ここ近年の増改築につきましては、脱炭素社会、ゼロカーボンシティ旭川の実現に向けて、校舎や体育館の壁、天井などの内装材、室内の作りつけ家具などには道産材を使用しておりまして、温かみのある空間づくりと木材の利用推進を図っているところでございます。

○駒木委員 永山西小学校の新しい校舎や体育館において環境に配慮した建物や設備としてどのようなものを整備する予定なのかお伺いしましたが、子どもたちの環境学習に活用されるものとしてどのようなものがございますでしょうか、お伺いします。

○熊谷学校教育部学校施設課長 子どもたちの環境学習に活用されているものにつきましては、ここ近年の増改築において、ソーラー発電によるLED灯などの設置により、主に理科でのエネルギーに関する学習を通じて、節電や省エネルギーに対する興味、関心の向上が図られているところ

であります。

また、教材園の整備につきましては、全ての学年の教育活動の全体において、花や野菜などの植物の栽培を通じて、子どもたちが生命の貴さを実感できる活動として行われているところでございます。

○駒木委員 本市において、ゼロカーボンシティ旭川としてCO₂削減に取り組んでいるところでありますが、学校施設でのペレットストーブを導入した実績や、導入した学校でどのように活用しているのか、お伺いします。

○熊谷学校教育課長 ペレットストーブにつきましては、これまで、末広小学校、中央中学校の2校に設置されておまして、児童生徒にCO₂の吸収源となる森林資源の大切さや、カーボンニュートラルによる地球温暖化対策など、環境教育を行うための教材として活用しているところでございます。

○駒木委員 子どもたちを対象に地球温暖化対策の普及啓発として環境教育、出前講座や実際に体験する環境学習などが進んでおりますが、今後、小中学校の暖房設備改修があった際に、モデル校的にCO₂削減が可能なペレットストーブを導入してはどうかをお伺いします。

○品田学校教育課長 学校施設の暖房設備としてペレットストーブを整備する場合、CO₂の削減ですとか、環境教育を行う上において有用であると認識しているところでありますが、ストーブの設置及び維持管理に係る費用ですとか、木質バイオマス燃料の安定調達など、導入には課題もありますことから、現時点での導入は難しいものとは考えております。

しかしながら、引き続き、ゼロカーボンに向けては関係部局と情報共有を図りながら調査研究してまいりたいと考えております。

○駒木委員 現状は理解できました。ゼロカーボンシティ旭川として2050年へと力強く前進していくためにも、次世代へとつないでいけるように、未来を生きる子どもたちが学ぶ大切な校舎だからこそ貢献していける増改築にすべきではないかと考えております。さらに、もう一步深く環境部と調査研究を進めていただきたいと思います。

この質問については、以上であります。

次に、小中学校の非構造部材耐震化について質問をさせていただきます。

学校施設は、未来を担う子どもたちが集い、学習する場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所として役割と機能を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であります。

子どもたちの安全確保を最優先するとの視点で、主に非構造部材の耐震化について確認をさせていただきます。

最初に、学校施設大規模改造費に関わり、今回の補正予算の内容と財源の内訳についてお伺いをします。

○熊谷学校教育課長 補正予算の内容といたしましては、学校施設大規模改造費に必要な予算を計上しておまして、事業費の内訳は、事業費総額として小学校費5億2千409万円、中学校費3億9千871万6千円を計上しており、そのうち、学校施設の非構造部材耐震化に係る経費といたしまして、令和6年度に耐震改修工事を予定している愛宕小学校、台場小学校の工事費として小学校費9千46万円、神居東中学校、広陵中学校及び永山南中学校の工事費として中学校費2億590万円、また、令和7年度に耐震改修工事を予定している学校の調査設計委託費として、

小学校費は9校で1千369万円、中学校費は5校で1千100万円、そのほかVOC検査手数料を計上しております。

財源につきましては、本市の財政状況を踏まえ、財政負担を軽減するため、国の補助や市債を活用することとしておりまして、国庫補助につきましては、学校施設環境改善交付金により小中学校合わせて9千878万4千円、市債は学校教育施設等整備事業債や補正予算債を活用し、小中学校合わせて2億1千370万円をそれぞれ充当しまして、残る金額を一般財源としているところでございます。

○駒木委員 補正予算の内容は理解できました。

一方で、文部科学省は学校施設の耐震化を進めており、公立小中学校の耐震化率は令和5年4月1日現在で99.8%となっております。

まず、本市の小中学校校舎や屋内体育館の耐震化の現状についてお伺いをします。

○熊谷学校教育部学校施設課長 文部科学省が令和5年8月に公表した令和5年4月1日現在の公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査におきまして、本市は、耐震性がない建物の残棟数が多い市町村で全国ワースト2位、道内では最も多い結果となっております。

調査時点における本市の耐震性がない建物の残棟数は18棟であり、耐震化率は93.1%となっております。

○駒木委員 本市の構造体の耐震化率が93.1%、棟数では18棟も残っており、耐震性がない建物の残棟数が多い市町村で全国ワースト2位とのことですが、いつまでに耐震化が完了するのでしょうか、お伺いをします。

○熊谷学校教育部学校施設課長 小中学校の耐震化の取組につきましては、児童生徒の安全確保の観点から最優先課題として取り組んできているところであり、令和5年度は豊岡小学校の校舎の増改築工事が完了し、令和6年度には永山西小学校の増改築工事、また、日章小学校、雨紛小学校及び明星中学校の耐震補強工事の完了を予定しているなど、耐震化の取組に向けて着実に進んでおり、令和7年度には全ての小中学校における耐震化が完了する見込みとなっております。

○駒木委員 続いて、非構造部材の耐震化についてお伺いをします。

令和3年度、北九州市の中学校でバスケットゴールが落下し、生徒がけがをした痛ましい事故がありました。文部科学省からどのような通知がありましたでしょうか、お伺いをします。

○熊谷学校教育部学校施設課長 文部科学省からは、令和3年5月25日付で発出された学校環境における工作物及び機器等の安全点検についてにより、倒壊や落下等により重大な事故につながるおそれのある工作物及び機器等について点検すべき対象をいま一度把握し、通常の使い方に加え、児童生徒等の目線や多様な行動等も考慮し、安全点検を行うよう通知があったところでございます。

○駒木委員 児童生徒の安全を最優先する点検はとても大事です。

これまで、本市では、文部科学省が出している非構造部材の耐震化ガイドブックに基づき、バスケットゴールなどの非構造部材について、誰が、どのように点検をしてきたのか、お伺いをします。

また、文部科学省からの通知を受け、本市としても令和5年度から当該事業に着手してまいりましたが、今回の補正予算における学校の非構造部材耐震化について、事業概要をお伺いします。

○熊谷学校教育部学校施設課長 これまでの非構造部材の点検につきましては、建築基準法に基づき、3年に一度、耐震化ガイドブックに基づく項目について、資格者による定期点検を実施してい

るほか、学校関係者により日常点検を実施しているところがございます。

続きまして、補正予算の事業概要についてでございます。

本事業は、学校施設における児童生徒の安全を確保するため、屋内運動場等の非構造部材の耐震化を図るもので、今回の補正予算の内容としましては、令和6年度から窓ガラス、バスケットゴール、防球ネット、壁つけスピーカーや時計など、耐震工事に着手することとしております。具体的な工事内容は、屋内体育館の非構造部材の耐震化として、老朽化したバスケットゴールの撤去、新設、窓ガラスの飛散防止や壁つけスピーカー等の落下防止対策などを予定しているところでございます。

○駒木委員 先ほど、非構造部材の点検は実施していることを確認いたしました。

それでは、次に、屋内体育館の非構造部材の耐震対策実施率について、本市や道内主要都市の状況をお伺いします。

○熊谷学校教育課長 令和5年度4月1日現在のフォローアップ調査の結果で申しますと、本市における屋内体育館の非構造部材の耐震対策実施率は43%となっております。道内主要都市の状況につきましては、札幌市が19%と最も低く、本市が2番目に低い結果となっており、その他の主要都市においては100%の実施率となっておりますことから、早急な対策が必要であると認識しているところでございます。

○駒木委員 市議会公明党としても非構造部材耐震化について要望してきたところではありますが、中核市の屋内運動場等の非構造部材落下防止対策状況を確認したところ、本市は全国でも下から8番目でありました。今の答弁にもありましたように、道内主要都市から見ても本市は2番目に低い結果であり、残念な印象であります。

学校の役割を明確にし、具体的な点検項目と対策の方向性を分かりやすく示していただき、対策の推進を図っていただきたいと思っております。

本市の優先順位の考え方と非構造部材耐震化完了までのスケジュールについてお伺いをします。

○品田学校教育課長 本事業の優先順位の考え方につきましては、屋内体育館の非構造部材耐震化のメインとなる工事がバスケットゴールの耐震化でありますことから、バスケットゴールの設置年数が古い学校を最優先とし、そのほか、老朽化の進行度合いや操作の不具合の報告状況などを総合的に勘案いたしまして、優先順位をつけて着手をしていく予定であります。

耐震化の完了については令和12年度までを目途として、令和5年度から調査設計に着手をしており、整備計画に基づき、毎年度、5校から10校程度の整備に取り組んでいく計画としております。

しかしながら、文部科学省からは、非構造部材の早期の耐震化完了について要請する旨、毎年度、通知が発出をされておりました。耐震化対策の目標年次を令和10年度までと設定しておりますことから、少しでも早く耐震化を完了できるように取り組んでまいります。

○駒木委員 文部科学省が設定している目標年次は令和10年度であり、一方で、本市の整備計画では令和12年度となっております。2年間の開きがございます。

児童生徒の安全で安心な教育環境を整備する観点からも、令和10年度までの整備完了を目指すべきだと思いますが、教育長の見解をお伺いします。

○野崎教育長 小中学校の耐震化でありますけれども、児童生徒の安全確保の観点と、今ほどお話

もありましたとおり、それは最優先課題として今取り組んでいるというところでもあります。

先ほど委員からもありましたとおり、令和3年度、北九州市の中学校でバスケットゴールの落下ということで生徒が負傷したという痛ましい事故があったというところでもあります。本市としても、非構造部材の耐震化は早急に取り組まなければならない課題であると強く認識をしているところでもあります。

事業の推進に当たりましては、各学校における非構造部材の老朽化の進行具合や危険度をまずは見極めていくということが大切でありますし、それとともに、効率的な事業の執行に努めながら、先ほどからお話がある文部科学省の目標年次は令和10年度であるということ念頭に置きながら、できるだけ早期に耐震化が完了できるように取組を進めることで、子どもたちの安全、安心な環境の維持に努めていきたいというふうに考えております。

○駒木委員 子どもたちの安心、安全な教育環境の整備を改めてお願い申し上げまして、私の質疑は終わります。

○塩尻委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時44分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○まじま委員 それでは、補正予算の質疑をさせていただきたいと思います。

今回、4項目を予定していますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、物価高騰対策について伺います。

今回の補正予算には多くの物価高騰対策が含まれていますが、どれだけの金額になっているのか、お示しをいただきたいと思います。

○小澤総合政策部財政課長 令和5年度の物価高騰対策の事業規模につきましては、金額を1千万円単位で申し上げますが、第4回定例会までの事業費が物価高騰重点支援給付金支給費などで88億7千万円、今回の補正予算が住民税均等割のみ課税世帯給付金支給費などで12億3千万円となっておりますことから、令和5年度の総事業費といたしましては101億円となっております。

○まじま委員 令和5年度で101億円ということで、大変大きな金額になっていることが分かりました。

国からの支援金があるとは思いますが、財政状況についてどのように考えているのか、お示しをいただきたいと思います。

○小澤総合政策部財政課長 物価高騰による本市財政への影響につきましては、その影響が様々な費目に及ぶため、全体の影響額というものを算出することは困難でございますが、例えば、光熱水費では、急激な物価高騰が始まる前の令和3年度決算で16億6千万円でありましたが、今年度の決算見込みでは22億4千万円と、5億8千万円の増となっておりますことから、臨時交付金や地方交付税による国の財政支援が一定程度はあるものの、影響は決して小さいものではないという認識を持っております。

○まじま委員 今、答弁をいただきましたけども、影響は決して小さいものではないということな

んですが、これが、この後もどこまで続くかというのが分からない不透明な状況で、長期化していく、もう既に長期化はしているんですけども、さらにこの後もずっと続いていくということが懸念されるところであると思います。

財政は厳しいかもしれませんが、財政調整基金を活用しながらとか、あるいは、それ以外の方法も検討しながら、これからも市民生活を守っていくとか、地域経済を支えていくということが重要だと思いますが、どのような考えで今後対応していくのか、お示しをいただきたいと思えます。

○熊谷総合政策部長 物価高騰は、市民の生活や事業者の活動に直接関わるものでございます。本市といたしましては、その影響を注視しながら、速やかに必要な対策を講じていかなければならない、そういった考えを持っております。

今後におきましても、物価の状況や市民生活への影響、関係団体等からの御要望、さらに、国や北海道の動向、そういったことなども踏まえながら、引き続き、市民の皆様や事業者の方々の声にしっかり耳を傾け、必要な対策をしっかりと検討してまいります。

○まじま委員 部長が今必要な対策をしっかりと検討するというふうなことでしたので、見守っていきたいと思えます。

以上で、財政的なことについては終わりたいと思えます。

次に、雪対策、除雪費について伺っていきたいと思えます。

資料も提出をしていただきましたし、昨日も、そして先ほども質疑がありましたので、重なる部分はあるかもしれませんが、私なりに考えたことを質問していきたいと思えます。

今、私たち党派としては、市民の皆さんにアンケートを取っているんです。そこから返ってくる言葉、メッセージが、大変、雪対策、除雪に対して厳しい意見が寄せられていますので、そういうことを基にして今回伺っていきたいと思えます。

今回は2億7千万円を超える額が補正で計上されているわけですが、今回の補正の目的について、まず、伺いたいと思えます。

○石持土木事業所主幹 12月の記録的な降雪などにより、今シーズンの降雪状況が昨年末の時点で平年値を上回る降雪量、積雪深を観測し、道路脇や交差点の雪山が大きくなったことで排雪量が当初見込みを大きく上回ったため、市民生活や経済活動に影響を与えないよう排雪作業を継続するために必要となる費用を補正するものでございます。

○まじま委員 生活道路の排雪スケジュールというのがあるとは思いますが、何回も質問がありましたけど、今シーズン、12月にまとまった降雪がありました。今までの考え方では対応が間に合わないんじゃないかというふうに思うんです。

生活道路の排雪については、どういう考えで実施されてきたのか、伺いたいと思えます。

○石持土木事業所主幹 生活道路の排雪についてでございます。

12月中旬から年末までに、バス路線や排雪ダンプの運搬経路となる幹線道路と交通量の多い一部の生活幹線道路の排雪を優先して進めた上で、年明けから、学校周辺の路線を優先しながら、生活道路の1回目の排雪に着手し、遅くとも2月10日までに完了し、引き続き2回目の排雪を3月上旬をめどに完了するよう実施しているところです。

○まじま委員 私たち党派は、昨シーズンは2023年の1月13日に、今シーズンも1月9日に除排雪の緊急要請というのをさせていただきました。私たちの元には、アンケートもそうなんですけど

も、当初予算を多くかけたんでしょうとか、来てほしいタイミングに排雪が入らないんだよねって
いう声がたくさん寄せられるんです。

これまでの排雪スケジュールでは対応が難しくなっているのではないのでしょうか。柔軟な対
応が求められていると思いますが、その点についての見解を伺いたいと思います。

○石持土木事業所主幹 今シーズンは、12月10日の積雪がゼロセンチメートルの状況から、1
週間で102センチメートルの集中的な降雪となり、連日の除雪作業に伴い幹線道路の幅員が減少
したため、排雪ダンプや交通誘導警備員の手配などを進めながら排雪の実施体制を整え、バス路線
を優先しながら幹線道路などの排雪を順次実施したところではありますが、排雪作業には時間を要
するため、排雪が実施されるまでの間、一部の路線では拡幅除雪も並行しながら幅員の確保に努め
たところであります。

また、生活道路の排雪につきましては、一日でも早く道路状況を改善するため、予定を前倒しし
て1月3日から排雪ダンプを増車するなど、最大限の体制で生活道路の排雪作業を実施し、昨シー
ズンと比べ、10日間早い、1月31日までに1回目の排雪を完了したところです。また、部分的
なざくざく路面の解消や見通しを確保するための雪山を小さくするなどの対応は、各地区の除雪セ
ンターに配置しているセンターショベルで適宜実施しているところであり、可能な限り速やかで柔
軟な対応に努めているところであります。

○まじま委員 12月のまとまった降雪で大変だったという状況はよく分かります。

そこで、市民の方から聞いたお話なんですけど、雪堆積場ですが、市内の各所にあるはずなのに、
時間をかけて遠い場所まで運んでいるのではないかという声が寄せられたんです。こうした声は本
当なのでしょう。本当であれば、なぜこのような対応になったのか、見解を伺いたいと思います。

○石持土木事業所主幹 雪堆積場の開設時期につきましては、その年の降雪量や気温などの気象状
況に影響されるものでございます。排雪する運搬車両が場内を円滑に通行するためには、雪堆積場
の搬入路や雪押し場が凍結すること、また、雪を固めて搬入路を形成する必要がある堆積場があり
ますことから、開設するための条件がそれぞれの場所で異なりますので、その年の気象状況によっ
ては開設時期に遅れが生じる場合があります。

○まじま委員 搬入路が凍結しないと使えないということで、そうであれば、市内の中心部にも雪
堆積場の確保をするということも必要なのかもしれないということをちょっとお話しさせていた
できます。

そこで、次に、資料を少し見ていただきたいと思うんですが、今津市長が就任されて最初の冬は
雪が少なかったというのを資料で出していただいたんですが、そのことが分かるのではないかと思
います。令和3年度は非常に雪が少なかったという資料になります。ですが、そのときには、雪が
積もっていないのにまた除雪の車が来ているという市民の皆さんの声がよく聞かれました。感覚と
したら、令和3年度の対応が市民の皆さんの中に残っているのかなというふうに思います。

今のシーズンと令和3年度は何か除雪の方法の違いがあるのか、その点について伺いたいと思
います。

○澤渡土木部次長 令和3年度はシーズンを通して比較的穏やかな気象状況でしたが、大雪や暖気
などが突然発生する可能性もありますので、あらかじめ除雪するときに雪を置く道路脇のスペース、
これを確保しておく必要がありますことから計画的に排雪作業を進めたものでございます。

今シーズンは、12月中旬以降に記録的な大雪が降るなど道路の状況が一気に悪くなりましたので、一時的に市内のあちこちで交通渋滞や車両が走行できなくなる事案が発生しました。これらの状況が今シーズンの印象として強く残っていると思われませんが、令和3年度以降は計画的な排雪作業を進めておりますので、今年度と比較してもその作業方法に大きな違いはございません。

○まじま委員 排雪を基本1回から2回に増やすということが市民からは受け入れられて、2回にすることで、随分、冬の生活環境が向上するのではないかと期待をされていたと思います。

ところが、資料の気象台降雪量で見ると、3月までの統計は、まだ、今のところ、今シーズンは取れないので、1月までの比較ということになりますけれども、今シーズンの降雪量は347センチというふうに書いてありますが、340センチぐらいというレベルで言うと、平成30年とか令和2年度と同じぐらいの雪の量となっています。

先ほど伺ったように、1回目の排雪は1月の末に終了したということですが、いろいろ対応もしているんですけども、平成30年度、令和2年度よりも多くの苦情を含む改善要望が届いていることが分かるのではないかと思います。この点からいっても改善すべきことがあるのではないかと思います。見解を伺いたいと思います。

○澤渡土木部次長 今シーズンは、12月中旬から天候が大きく変わって、過去20年間で最大の1週間で102センチの雪が降り積もったことや、12月の最高値となる79センチの積雪深を記録する降雪の影響によりまして、市内全域でざくざく路面が発生するなど、道路の状況が急激に悪くなり、市民の皆様からは多くの改善要望をいただきました。これらのことから、今シーズンは、排雪ダンプの台数をできるだけ確保するなど、最大限の体制で生活道路の排雪作業に取り組みながら、路面状況を早く改善するよう努めてきたところでございます。

しかしながら、全ての生活道路を排雪するには1か月程度を必要としますので、今後も、除排雪の状況や予定などにつきまして丁寧に周知しながら、市民の皆様のご理解を深めていくことが重要であると認識しております。

○まじま委員 引き続き市民からの要望内容を見ていくと、直近で4年連続、ざくざくで走れない、これが一番の要望となっています。過去5年間の資料ですから、それを見ても、ざくざくで走れないというのが、非常に要望が多い、件数としては本当に断トツだということが見て分かります。この部分の改善をなくして市民からの理解は得られないと思いますが、この点についての見解を伺いたいと思います。

○澤渡土木部次長 近年の状況では、ざくざく路面に関する改善要望の多くは2月から3月に集中しておりましたが、今シーズンは、短期間の集中的な降雪と細かく締めりづらい雪質によりまして12月の下旬に全市的なざくざく路面が発生するなど、これまでにない厳しい状況でございました。委員の御指摘のとおり、ざくざく路面につきましては市民の皆様から厳しい御意見をいただいておりますので、市民の皆様のご理解が得られるよう対策を進めていかなければならないと考えております。

一方で、ざくざく路面对策につきましては、令和3年度からモデル地区を設定して、路面の圧雪厚を薄く管理するよう試行しておりますが、朝方から日中にかけて急激に降り積もった雪が、これまた数日間続いた場合などは対応が追いつかない場合もございます。また、圧雪を薄くすることによりまして道路幅が狭くなり、道路脇の雪山が高く大きくなるなど様々な課題もございましてことか

ら、今シーズンの課題も踏まえ、路面管理手法を検証してまいります。

○まじま委員 これまで、雪対策ということでいろいろやってきたことがあると思います。私も、建設公営企業の常任委員会に、当時、所属させていただきまして、いろいろ報告、提案などもさせていただきました。この間、たしか令和2年度でしたか、GPSの導入、行政的にはGNSSというふうに言うのかもしれませんが、これらのことを導入してきた、あるいは、地区の統合などが行われてきたと思います。

それらの対応が、今年度、どのように機能しているのか、伺いたいと思います。

○時田土木部雪対策課長 GNSSにつきましては、12月の大雪の際に、除雪の出動結果や作業状況を把握すること、市民からの除雪作業の問合せに速やかに対応することができたことのほか、その後のざくざく路面の発生の際にも効率的な作業指示や作業終了箇所の速やかな確認ができたこと、市民からの要望箇所を地図上で除雪企業に共有できたことなど、今シーズンにおきましてもその効果を発揮しております。

また、地区統合につきましては、12月の大雪に伴う道路状況の早期改善を図るため、例年2月10日までの生活道路の1回目の排雪作業の完了予定を前倒しし、1月末の完了を目指して作業を進めてきたところであり、統合地区内の応援体制の確立によりスムーズな応援作業が可能となり、生活道路の1回目の排雪作業を1月末までに完了させることができたところであります。

○まじま委員 次に、ダンプトラックをどのくらい確保したのかということも伺っておきたいと思えます。

交通整理をする人が足りないという話も伺っていました。人員確保ができているのか、今後の見通しなども含めて考え方をお示してください。

○澤渡土木部次長 ダンプトラックにつきましては、12月の大雪により悪化した道路の状況を早く改善するために、これまでの平均的な作業台数を上回る1日300台以上を確保しまして、過去最大の体制で作業を進めてきました。交通誘導警備員につきましても、排雪作業には必要不可欠でありますことから、各除雪企業が警備業者と協議しながら計画的に確保していると聞いております。

ダンプトラックや交通誘導警備員を確保するためには、仕事量にばらつきを生じさせないよう、一定程度、計画的に作業を進めることが非常に重要と考えておりますので、気象予報や路面状況を把握しながら計画的な作業を進めてまいります。

○まじま委員 最後にしたいと思うんですけど、今、資料を出していただいたのは1月末時点での降雪量ですから、2月、3月と、まだ2か月間どれだけ降るか分からない状況なので、しっかりと対応していただきたいということを重ねてお願いするんですが、この間、条例も整備してきました。ただ、それだけでは十分でない私たちは思っていて、今回の要望の点を見させていただければ、ざくざく路面の解消ということが本当に重要な課題だというふうに思います。

そうなると、根本である圧雪管理手法の改善、雪対策基本計画の速やかな見直しが求められているんじゃないかというふうに思うんですが、その点について見解を伺って、このテーマでは質疑を終えたいと思います。

○幾原土木部雪対策担当部長 除雪費の補正に関しまして様々な御質疑をいただきました。

まず、雪対策基本条例につきましては、担い手の減少や気象状況の変化への対応のほか、雪処理のルールやマナーへの対策強化など様々な課題に対応するため、市、市民、事業者が雪対策の現状

や課題を共有し、それぞれの責務や役割の下、協働して課題解決に取り組むことを目的に制定したものでございまして、雪処理のルールやマナーへの市民意識の向上は重要な取組の一つであると考えております。

また、雪対策基本計画につきましては、令和4年1月の改定時におきましては、生活道路の路面管理手法について効率性や経済性も含めまして検討を行うものとしておりまして、令和3年度からモデル地区を設定し、ざくざく路面対策として除雪方法の試行と検証に取り組んできたところであります。

冬季の道路状況につきましては、その年々の気象状況に大きく影響を受けるため、試行を継続しながら本市に適した路面管理手法となるよう検討を進め、次期基本計画の策定に反映していくこととしておりますが、委員の御指摘のとおり、市民の皆様からは厳しい御意見をいただいているところでございまして、また、ざくざく路面の発生につきましては、市民生活や経済活動に大きな影響を与えますことから、今シーズンまでの3か年の試行結果をしっかりと検証し、雪対策審議会や除雪連絡協議会の意見を伺いながら、来シーズン前までには圧雪路面の管理手法について実態に即した適切なものとなるよう、方向性をしっかりと整理してまいりたいと考えております。

○まじま委員 今、部長から答弁をいただきましたので、しっかりと対応していただきたいと思っております。

以上で、雪対策については終わりたいと思っております。

続いて、介護保険の居宅介護サービスについて補正予算が計上されていますので、その点について伺っていききたいと思います。

まず、居宅介護サービス給付費、これが補正計上されています。概要と補正予算が必要になった理由について伺いたいと思っております。

○中瀬福祉保険部次長 居宅介護サービス給付費は、要介護者等が御自身のお住まいで暮らしながら訪問介護や通所介護、福祉用具貸与等の介護サービスを利用された際の介護給付に要する経費であり、4億7千294万9千円の補正予算を計上しております。

補正の理由といたしましては、今年度の給付費の執行状況から、給付件数や給付額が当初の見込みを上回るものと見込まれることによるものでございます。

○まじま委員 訪問介護や通所介護、福祉用具対応などの事業が示されました。

給付件数や給付額が当初の見込みを上回っているということですので、それだけ需要があることが分かると思います。そうした状況に対応できる環境になっているのか、伺っていききたいと思います。

私の課題意識としては、これまでも一般質問などで伺ってききましたが、訪問介護の体制が大丈夫なのかという思いがあります。訪問介護事業者数の推移はどのようになっているのか、お示しをいただきたいと思います。

○鳴海福祉保険部長寿社会課長 過去5年間の4月1日時点の訪問介護事業所数で申し上げますと、令和元年が206事業所、令和2年が204事業所、令和3年が203事業所、令和4年が207事業所、令和5年が203事業所と、ほぼ横ばいとなっております。

○まじま委員 旭川の訪問介護事業者数はほぼ横ばいということで、安心をしました。

東京商工リサーチというところの調査では、2023年に訪問介護事業者の倒産が過去最多にな

っているということが報道をされておりました。訪問介護は、住み慣れた地域で安心して暮らせる、介護保険の理念にかなう事業の一つだと私は考えております。倒産件数、事業者数は横ばいなのですけども、人員不足ということが言われています。

旭川市は、在宅ヘルパーだけの問題じゃなくて、いろいろ、介護人材確保対策連絡会と定期的に意見交換を行ってきたと思います。令和4年度は、在宅ヘルパー不足に対応するため、派遣している事業所と協働して合同就職説明会をも実施してきたという経過があると思いますが、このヘルパー不足の問題に対して目に見える効果というのはあったんでしょうか。

○鳴海福祉保険部長 長寿社会課長 令和4年度に実施いたしました合同就職相談説明会につきましては、介護業界の魅力を発信し、求職者に効果的にアプローチすることで、訪問介護員の人材確保を支援することを目的として実施したものであります。

実施状況につきましては、訪問介護事業所の出展が9事業所で、来場者は2名となったところでありまして、介護人材の中でも特に訪問介護員の確保が厳しい状況にあることを改めて認識したところでございます。

○まじま委員 ヘルパー不足の課題を改めて認識していただいたということでありました。

そうした厳しい状況が地方都市で起きているにもかかわらず、さらに拍車をかけるようなことが今行われようとしているわけです。介護報酬の改定ですね。訪問ヘルパーの報酬が大幅に引き下がる見通しとなっております。訪問介護事業者数の経営に影響が出るのではないかとというふうに懸念をされています。厚労省は、全国調査で訪問介護が黒字であったことを根拠として引下げを行おうとしているということなんですね。

旭川を含め、地方都市では、少ないヘルパーさんが広い範囲の高齢者宅を回らなければならないという状況になっています。ますます訪問介護が受けづらくなるのではないかとと思いますが、その点についての見解を伺いたいと思います。

○中瀬福祉保険部次長 令和6年度の介護報酬の改定における各サービスの基本報酬につきましては、国の介護事業経営実態調査における収支差率等を踏まえた見直しが示されたところでございます。

御指摘の訪問介護の基本報酬につきましては、全国ホームヘルパー協議会などから、国に対しまして、訪問介護系サービスの基本報酬が引き下げられたことにより、さらなる人材不足を招き、訪問介護サービスが受けられない地域が広がりかねないとの意見書が提出されていることから、訪問介護事業所にとって厳しい内容であるものと認識しております。

○まじま委員 介護業界の賃金は、他の産業の平均と比較しても低い状態が続いています。そのことが人手不足につながっているという意見もあります。今回の報酬改定で待遇改善部分でプラスになっている部分もありますが、訪問介護の1回の単価が引き下がれば、本当に死活問題となります。

これまで介護報酬の改定というのは引下げが続いてきました。有識者の言葉ですが、介護保険ができた2000年、これが一番報酬が高かったというふうなことも言われています。こうした状況を変えなければ人手不足の状況は変わらないと思います。

市としての認識を伺いたいと思います。

○松本福祉保険部 保険制度担当部長 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる体制を整えていくことが介護保険が目指す地域包括ケアシステムの考え方であり、この体制づく

りに必要とされる介護サービスを支え続けていくための人材確保は喫緊の課題であると考えているところでございます。

このため、将来にわたり人材確保が適切に図られるよう、事業者等の運営や処遇改善に与える効果、影響などを検証し、実態を的確に反映した介護報酬となるよう、国に対し、引き続き要望してまいりたいと考えているところでございます。

○まじま委員 市の認識を聞かせていただきました。補正が必要になるくらいに訪問介護を必要とする利用者があるということなんですね。市としても、サービスを必要としている方に必要なサービスが行き届くように、しっかりとした対応をしていただきたいと思います。そのことを述べて、この質疑を終わりたいと思います。

次に、市民課DX推進費について伺っていききたいと思います。

市民課DX推進費が計上されています。予算の概要について伺います。

○久保市民生活部次長 市民課DX推進費における補正予算の概要についてでございます。

今回の補正予算3千599万2千円につきましては、戸籍法等の一部改正に伴いまして、戸籍及びマイナンバーカードに記載されている氏名に振り仮名を追加するために、戸籍情報システム等のシステム改修を委託により実施しようとするものでございます。

○まじま委員 マイナンバーカードに振り仮名をつける、そのためのシステム改修費だということだったんですね。振り仮名をつけるということで何がどう変わっていくのか、その点について伺いたいと思います。

○久保市民生活部次長 本市を含む行政機関等が保有する氏名の情報の多くは漢字表記されておりますが、同じ漢字でも様々な字体があるほか、外字が使用されている場合にはデータベース化の作業が複雑化し、特定の方の検索に時間を要していたところございますが、氏名の振り仮名が戸籍上特定されることによりまして検索時の誤りを防ぐことができるようになります。

また、戸籍の振り仮名情報が住民票の写しやマイナンバーカードと連携することで、正確な氏名を呼称することが可能な場面が多くなるということが考えられます。

○まじま委員 最初に答弁があったんですけど、昨年6月に戸籍法が改定されているんですね。それを、今回、根拠としているということで、昨年の6月頃といえば、マイナンバーカードの誤登録が大きな社会問題になった時期ではなかったでしょうか。同姓同名で個人を特定できないなどの課題も明らかになりました。それを、たくさんの情報が記載されている戸籍に手をつけてまで進めようとしている、甚だその手法が疑問だなというふうに思います。

ただ、補正として提案されていますのでお聞きしていきますが、どのような方法で記載をすることになるのか、お示しをいただきたいと思います。

振り仮名を本人が行政窓口に出るといことになるのか、あるいは、行政が職権で振り仮名をつけるのか、どういう対応になるのか、お示しをいただきたいと思います。

○久保市民生活部次長 戸籍に氏名の振り仮名を記載する方法といたしましては、原則として本人等からの届出によることとされております。この届出先は当該届出をする者の本籍地または住所地の市町村となっております。この届出が受理されましたら、届け出た氏名の振り仮名が戸籍に記載されることとなります。

なお、本人等から当該届出がなされなかった場合には、本籍地の市町村長が管轄の法務局長等の

許可を得て、職権で氏名の振り仮名を戸籍に記載することになっております。

○まじま委員 本人の届出が必要だということ、1年を経過して本人からの連絡がなかったら職権でやるということなんですね。振り仮名をつけるということで本人だということを特定しようとしているということですね。同じ漢字を使っても読み方が違うというのが、大変、日本語として難しい側面があると思います。

今回の戸籍法の改正では、漢字の意味や読み方から連想できない読み方は許容できないものとして扱われる可能性があるというふうに言われています。一つの例として、最近増えている子どもの名前、キラキラネームというのがありますけども、親の思いを込めた名前に制限が加わるんじゃないかというふうな意見も寄せられています。その点については、どういうふうになるのでしょうか。

○久保市民生活部次長 現時点で判明していることについてお答えさせていただきます。

戸籍に記載する氏名の振り仮名につきましては、氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているもの、これに限ることとされておりますが、既に戸籍に記載されている方がこうした一般の読み方以外の読み方を使用している場合には、これを尊重しまして、当該一般の読み方以外の読み方を示す文字を届け出ることができるということとしておりまして、一定の場合に氏名の振り仮名とみなす扱いとすることとしております。

その際には、一般の読み方以外の氏の読み方、または名の読み方が通用していることを証する書面、これはパスポートですとか、あるいは預金通帳などになりますが、これを提示しなければならないとされております。

○まじま委員 ちょっと順番を変えて、マイナンバーカードのことが出ましたので、旭川市の発行の状況について伺いたいと思います。

○久保市民生活部次長 令和6年1月末時点でございますが、死亡等で返納された件数を除く保有率は70.8%でございます。

○まじま委員 旭川市の保有率は70.8%だということです。でも、どれだけの方が活用されているのか、そこが知りたいところですが、注目されたマイナ保険証の利用率は、国家公務員でも4.36%という報道がありました。今の時点で無理に進める必要があるのかなというふうに思っています。

私は、市民サービスを提供するのに、デジタル化を行って利便性が向上するのであれば、それはそれでいいのかなというふうに思っています。旭川市も市民課DXということを今推進しようとしています。ただ、デジタルに慣れてない方も相応数いらっしゃると思うんですね。一緒にするわけにはいかないと思うんです。デジタルに慣れてない方などにも開かれた窓口が必要だと思いますが、この点についての見解を伺いたいと思います。

○久保市民生活部次長 市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、様々な業務のデジタル化を進めておりますけれども、市民にはデジタルに不慣れな方も多くおられますので、デジタルに不慣れであり、かかる時間も含めて、デジタルによるサービスが望まれる方にはデジタルへの対応を行いまして、不慣れな方には窓口で丁寧に対応するということが必要であると考えております。

○まじま委員 確認をさせていただきました。

国の考え方でマイナンバー制度が進められていますが、様々なトラブルが起きているのも現状じ

やないかと思えます。持っていても使わない、あるいは、返納する運動まで起きているということです。利便性より個人情報保護をしっかりとやってほしいと願う市民も多く存在します。

市民の立場に立った行政サービスが求められると思えますが、市の見解を伺いたいと思えます。

○久保市民生活部次長 マイナンバー制度につきましては、個人情報等を厳正に取り扱う中で、より一層、安全に運用していくことが重要であると考えております。

そうしたことから、今後の具体的な運用等につきまして注視をいたしながら、丁寧な情報提供に努めるとともに、個人情報保護の観点を忘れずに、市民目線に立った行政サービスの充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○まじま委員 今回の市民課DX推進費の事業の目的、内容については、市民課業務システムの標準化というふうに書かれてありました。情報システムの標準化で懸念されていることは、自治体独自の施策を展開しようとすれば新たにコストがかかるということです。旭川も財政的には潤沢ではありません。

また、全国市長会では、令和5年の10月6日に地方公共団体情報システム標準化に関する緊急提言というものを総務省、財務省及びデジタル庁に提出をしています。その内容としては、財政支援と移行スケジュールに伴う情報提供を求めています。国の方針をただ単に受け入れるんじゃなくて、住民やその業務に携わっている職員の皆さんの意見を反映させて、住民の要求に基づく独自施策を実施できる情報システムの整備が必要ではないかというふうに思うんですが、この点についての見解を伺いたいと思えます。

○林市民生活部長 基幹業務システムの標準化ということであります。

私たち行政にとっては、自治体にとっては、コスト削減、それから業務の効率化ということで極めてメリットはあると。また、利用される住民の方々にとっては、利便性向上という観点では様々なメリットがあるもの、そういうふうと考えております。その上で、今御質問がありましたけれども、自治体独自の施策というお話がありました。

私たちは、今、DX推進費ということで、こちらの標準化を進めようとしておりますが、DX、とかくデジタルだけが先行してしまいがちですけれども、私どもは、かなり以前から、そのための業務の棚卸しですとか制度的な改善、こういったものを進めてきました。ですので、もちろん、システムを改修したりとか、コストがかかることで、一定程度、成果を出すこともあるかと思えますが、それと同時に、私どもは、行政側として、業務フローの見直しだとか、そういったことをしっかりとやりながら効率的な窓口業務の推進を図ってきた、そういうことを考えておりますので、その際には、ただいま策定中ですけれども、窓口のグランドデザイン、こういったことの考え方にもしっかりと反映させながら、また同時に、費用対効果、こういったものを行政としても十分意識した上で、その結果、窓口の職員もそうですけれども、何よりも利用される市民の方々の利便性が向上するような、そういった事業にしていきたい、そういったことを考えているところであります。

○まじま委員 部長から答弁をいただきましたけれども、今、全国一律に標準化していくということになれば、最小限のものにしかならないのかなというふうに思います。今回言われているのは20の業務というのが含まれていて、市民生活部が担当している部分もあるでしょうし、税の関係とか保険関係、あるいは子育てに関するものもその20の業務の中に含まれていると言われています。標準化を超えるものについては別なコストがかかると。だから、コストがかかるから独自の政策を

やめるというふうな判断につながるんじゃないかと思うんですね。

費用対効果という言葉も述べられましたけど、費用対効果をどういうふうに考えるかというのも一つ考え方としてあると思いますけど、私は、費用対効果ということじゃなくて、地方自治体の在り方ですね、地域住民の福祉の向上の観点でしっかりと考えていくべきだというふうに思います。そうでなければ、ますます自治体の独自性というのが失われていくんではではないかなというふうに思いますので、その点をしっかりと検討する必要があるのではないかというふうに思うんですね。

そうした私の意見を聞いて、副市長はどのように考えておられるのか、御意見を伺って、私の質疑を終えたいと思います。

○菅野副市長 今、委員から、業務システムの標準化について様々な御意見をいただいたところでございますけども、市が進める事務事業を全て共有するものではございますけども、本来は、公共の福祉ということの観点から、やはり、その是非、あるいは、どうするべきかというのを考えるべきであって、その点については、委員の御指摘と僕は一致しているというふうに思います。

ただ、業務システムの導入に当たりましては、今回、国から標準化ということで、委員の言葉で言うと最小限というふうなお話もございましたけども、最小限であっても、それは必要な部分でございますし、これまでシステムの導入、改修は基本的には市費で対応していたものが国費を充てることのできるということでございますので、そういう意味では、市の本当に厳しい財政事情の中では財政上のメリットもあるのかなというふうに思っています。

ただ、プラスアルファの部分については、当然、本市の事情に応じて検討しなければならないわけでありまして、その際には、やはり、市民サービスの向上につながるかどうか、市民が必要としているのかどうかということをもまず考えて、やっぱり、それを導入するかどうかということを考える必要があるというふうに私は考えます。

いずれにしても、市民サービスの向上という視点を忘れずに、業務の効率化、DX化、あるいは窓口業務のICT化というものを進めていかなければならないというふうに考えてございます。

○塩尻委員長 それでは、ただいま午前11時半過ぎたところなんですけど、佐藤委員の残りの質疑時間を考えますと、1項目ということで中途半端なところで昼に入ってしまうので、少々早いですけども、休憩とさせていただきますと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午後1時00分

○高橋ひでとし副委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○佐藤委員 このたびの補正予算では、私は、皆川委員も御質問されておりましたけれども、路線バス関連の予算について質疑をさせていただきたいというふうに思っております。

余談でございますが、私は、70年前に、福島県伊達郡桑折町、福島の片田舎に生まれたわけでございます。私の生まれた家の前に、県道、北海道で言いますと道道ですね、これが通っております。

当然、当時ですから、70年前でございますから砂利道でございました。私が物心つく頃はまだ

砂利道でございましたが、そのところを路線バスが通っております。こちらは飯坂温泉という温泉がありまして、そこは桑折町の市街地といいますか、ちょっとしたまちですけど、それを結ぶ路線があって、1日に2本走っていたわけですね。

私は、おばあちゃんがおりまして、週に一遍、このバスに、私は小学校前でございますが、乗っていたんですね。理由は、おばあちゃんは温泉が好きでございました。そのバスに乗って私を連れて、飯坂温泉にある天然温泉のいわゆる公衆浴場といいますか、結構安く入れるんですね。そこに通っていて、私を連れていった。当然、私は小学生以下でございますので、バスは無料でございます。公衆浴場も無料ということで、今で言うと、あべさんから言うとデイサービスみたいなものですね。デイサービスも、自分から出張してデイサービスに行くみたいなね。当時、私は、おばあちゃんと一緒にお風呂に入ったわけですが、女湯に入っておりますね。特権でございました。

そのバスには車掌さんが乗っていたんです。恐らく、ここにいる人で車掌さんが乗っているバスに乗ったことある人というのは結構少ないと思うんですけど、昔は車掌さんが乗っていて、中で運賃を払うという、で、結構、車掌さんは、乗ってきたおじいちゃん、おばあちゃん、もしくは近所の方などと、もう日常会話を、どうだとか、やっているわけです。私にも、そういう、どこに行くのとか、何歳なのとかいろいろ質問をされて、非常に、何といたしますか、ザ・昭和の風景でございますね。ザ・昭和の風景が、そこには、路線バスの、本当にローカルバスの中にそういう風景があったわけでございますが、現在は、公共交通、特に路線バスというのは、全国の各地方自治体はこの維持が大変に困難な、非常に難しい状況に今なっているわけでございますね。

そこで、あまり脱線しているとあれなんで質問に移らせていただきますけれども、まず、この路線バスの運行に係る今回の地域公共交通対策費と公共交通事業者等緊急支援金について、それぞれ予算の概要についてお聞きしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○原地域振興部都市計画課主幹 地域公共交通対策費は、地域住民の生活に必要な路線として、東旭川町の米飯線と神居町の豊里線がデマンド型交通で運行されておりますが、運行経費等が確定したことから、市が負担する経費として1千271万4千円を補正いたします。

次に、公共交通事業者等緊急支援金は、燃油価格高騰の影響を特に受けている広域路線バスの運行への負担軽減を目的として支援するため、2千165万5千円を補正いたします。

○佐藤委員 それでは、2つの事業とも路線バス運行に対する市からの補助または支援と受け止めておりますが、市が支出する根拠についてそれぞれお示しをいただきたいとします。

○原地域振興部都市計画課主幹 米飯線と豊里線は、これまで運行していた路線バスの廃止に伴う代替となる旭川市地域公共交通会議において認められたデマンド型の路線として位置づけされており、収入で賄い切れない運行経費について、国や北海道と協調しながら運行支援を行うものです。公共交通事業者等緊急支援金で支援する路線は、本市と近隣の自治体を結ぶ地域間幹線系統として、北海道と関係自治体とが連携して策定した計画に位置づけられた路線であり、国や北海道からも補助金を受けながら運行しております。

今回支援する7つの路線については、市内に本社を置くバス事業者が運行する路線で、各沿線自治体と協調して支援を行うものです。

○佐藤委員 本市からの支援額の推移については増加傾向にあるのか、それぞれの支援額の傾向について伺いをしたいと思います。

○**原地域振興部都市計画課主幹** 運行経費に係る本市の支援額といたしましては、米飯線は、令和元年度から令和4年度まではそれぞれ350万円程度でありましたが、今年度は592万3千円となり、7割程度増加しております。増加した理由は、国からの支援額が下がったことによるものです。

豊里線は、令和4年度は約800万円に対し、今年度は679万1千円となっており、減少しておりますけれども、令和4年度は実証事業として委託運行を始めた年度であり、今年度は予約制により運行本数が少なくなったことから、その分、経費が安くなり、単純には比較できない状況です。

次に、7つの地域間幹線系統への支援では、令和2年度から支援を進めており、昨年度までは2千600万円程度でありましたが、今年度は2千165万5千円となっており、前年度より2割程度下がっております。これは、財源として活用する国の交付金の目的から支援方法を見直したことによるものです。

○**佐藤委員** 支援額の傾向については、増減それぞれありますけれども、いずれにしても多額でありまして、今後は非常に危惧される場所でもあります。

皆川委員からは、特に米飯線とか豊里線、あと、地域間の幹線のそれぞれのバスの運行について細部の御質問があったわけですが、私のほうからは全般についてちょっと質問したいというふうに思いますが、市内路線バスの全体の利用客数の動向はどうなっているのか、お示しをいただきたいと思っております。

○**田島地域振興部次長** 市内路線バス事業者2社の利用者数につきまして、コロナの影響を受ける前の令和元年度から申し上げますと、令和元年度では約1千50万人でございましたが、影響を受けた令和2年度では約758万人、令和3年度では約757万人、令和4年度では約835万人となっております。コロナの影響を受けた時期から回復傾向には見られますが、まだコロナの前の8割程度の水準にとどまっている状況でございます。

○**佐藤委員** 乗客数も今8割まで戻ったという状況だということで、厳しい状況は確認をさせていただきました。

それでは、次に、問題になっております運転手不足ということで、これが深刻になっているようですけれども、市内路線バスの運行ではどの程度の乗務員の不足なのか、状況をお示してください。

また、運転手不足に対して、市はどのような対応をしているのかも伺いたしたいと思います。

○**田島地域振興部次長** 市内路線バスの運転手につきましては、昨年末の情報になりますけれども、路線バス事業者2社合わせまして20人程度不足しておると伺っております。

運転手を確保するための本市の取組といたしましては、令和2年度から路線バス運転手として本市へ移住する方への支援ですとか、今年度からは、路線バスの運行に必要な2種免許の取得にかかる費用、さらには、2種免許取得の要件を緩和する特例講習の受講に係る費用の一部について支援を行っております。

これらの支援の効果についてですが、移住支援については、制度を始めました令和2年度から現在までに7名の方にこの制度を利用いただいております。また、今年度からの免許取得に係る制度につきましては、現在までに6名の方に制度を利用いただいたところでございます。

○**佐藤委員** 運転手不足の対応についてもされているようですが、まだまだこれは大変なことだなというふうに思います。

最近、私がこの路線バスに乗っていたときに、女性の運転手が運転をされているというのを見ることがあるわけですが、路線バスに女性のバスの運転手というのはどのぐらいの割合がいらっしゃるのか、また、女性の運転手の採用などについて、どのような工夫をされているのか、分かればその辺のところをお伺いしたいと思います。

○田島地域振興部次長 市内の路線バス事業者へ伺ったところ、現在、路線バスの運転手は2社合わせまして約340名いるうち、女性は10名在籍しているということで、割合では全体の3%となっております。

路線バス運転手の勤務は、朝早くから夜遅くまで長い時間拘束されるため、例えばですが、子育て世代の女性が勤務するには厳しい環境であるというふうに向っておりますが、広く運転手を募集するよう、大型の免許を持っていない方にも実際に大型バスの運転を体験できます路線バス運転体験合同就職相談会などを、バス事業者と運輸局が連携しまして毎年開催し、女性も含めました運転手確保に努めているところでございます。

○佐藤委員 余談になりますけれども、自衛隊では、今、ほとんど全ての職種に女性自衛官が入っております。潜水艦にも女性が乗っている。戦車にも当然乗っていますし、昔は衛生とか通信とか非常に分野が限られていたんですけど、今、恐らく女性が乗っていないのはジェット機だけですね、本当の戦闘のジェット機だけ。輸送機には、もう既に女性自衛官がパイロットとして活躍しているし、階級的に将補が出ておりますんでね、海上自衛隊は、もう既に艦長をされている女性自衛官もいらっしゃる。

だから、いろんな制約はあると思いますが、バスも今このような状況で運転手不足もありますから、ぜひ、門戸を大きく広げていただいてさらに働いていただくことは別に支障はないんじゃないかなというふうに思います。

次に、私は、先日、市民の方からこういう話を聞いたんですよね。旭川駅から旭山動物園行きのバスに乗ろうとしたら、乗車率が200%。中国人の観光客がだあっとみんな乗っちゃって乗れないんですね。乗ったはいいいけど、降りられない。だから、乗ったところから、もう一回、降りて、前に回って運賃を払う。お年寄りが中で転んだり、押されて転んだり、とにかくとんでもない状況ですと。それと、並ばないで横から入ると。そういう申出が私のところ来まして、地域振興部のほうにもちょっとお話はしたんですけど、私も実際に旭川駅のターミナルのところに見にいきました。もう、すごい列ですよ。あのときは外がマイナス11度ぐらいだったんですけども、もう旭山動物園へ行くバスには大変な行列が、全部、中国からの観光客ですね。乗れない方は当然いました。ステップのところまで乗ってましたからね。そのような状況で運行していたわけですけども、本当に見ていて、小さいお子さんを連れた観光客の方もいらしたし、非常に何か、本当にそれでいいのかなと。ましてや、これは路線バスですからね。恐らく、あのバスは途中で人を乗せることはもうできないだろうと。あれだけいっぱいですから。あの人たちは、全部、旭山動物園まで行くわけですから、途中で誰も乗れないわけですね。だから、これはちょっと問題じゃないかということをお話ししたわけですね。

本当に、部長とも、しっかり対応していただいて、バス会社のほうも、その後、本当、いろんな補助をしながら、いろんなことをしながら、数日後には私のところによくりましたというお電話をいただいたんですよ。よくりました、ありがとうございますということで。特に学生さんとか

なんか、やっぱり定期的に通っている方々は非常に困るわけですね。特に、一応、冬まつりの前後でございましたので、非常にそういう状況がありました。

そこで、コロナ後において観光客が当然増加すると思うんですね。空港線も同じですね。この間、副市長ともお話を、空港線も同じような状況があったので。

で、その対応状況について、もう一度確認をさせていただきたいと思います。これから増えると思います。

○田島地域振興部次長 今、御指摘がありましたとおり、動物園行きの路線バスについては、多くの観光客の利用で混み合います、観光客以外の一般の方が乗りにくいですが、混乱が一部で起きているというふうに伺っております。

そのため、これまで土日、祝日のみの運行をされておりました動物園までの直行便については毎日運行されるようバス事業者に求めたり、旭川駅前のバス乗り場には案内人の配置をお願いするなど、観光客の利便性の向上と、一般の利用者にも混乱が起きないように、今後とも事業者と協議を行いながら対応していきたいと考えております。

また、昨年12月から始まりました旭川ー成田間のLCCの就航により、空港から旭川駅までの路線バスが1往復増便されたところですが、今後、外国人観光客や若年層など公共交通の利用者がこれまで以上に増加することも見込まれます。

そのため、空港を結ぶ路線をはじめ、観光客の利用が多い路線については、例えば、運賃支払いのキャッシュレス化などについて事業者とも協議を行いながら、様々な手法について検討して観光客の利便性向上に向け取り組んでいきたいと考えております。

○佐藤委員 本当にそうですね。せっかく旭川に来たので、いろんなところにネットで情報を調べて行っているんだと思いますよ。路線バスで行けば安く行けるとか、何時何分と。僕が聞いたのは、ペンギンが歩く時間が決まっていて、それに合わせてみんな行くというのもあったというふうに聞きましたけれども、それに合わせて乗っていくんだと聞きましたけれども、いずれにせよ、今の対策もそうですが、何せ根本的には運転手が不足していますから、先ほどの話じゃないですけど、簡単に増便するとか、そういう人の手配というのはなかなかやっぱり難しいところもあるんだろうという実情については十分分かるところでございますけれども、しかし、やはり、さっき言ったように、今津市長も観光を目玉にしているわけですから、そこについては市としても何かできることがあれば。僕が提案したのは、タクシーもあるんですよ。例えば、タクシーで乗り合わせていったらもしかしたら安く済むかもしれない。いろんなアイデアが僕はあると思うんで、今度は夏になりますから、今度はどうなるかはあれですけども、ぜひとも、また観光客が減るわけじゃなくて、これからどんどん増えていきますので、この対応についても少し今後も考えていただきたいというふうに思います。

次に、バス運賃ですね。札幌など他都市では路線バスの運賃の値上げをするというような話題を聞いておりますが、本市では運賃についてはどのような状況なのか、お伺いしたいと思います。

○田島地域振興部次長 路線バス事業者であります旭川電気軌道ですが、昨年度の10月に平成26年以来8年ぶりになります路線バスの運賃値上げを実施しておりますが、道北バスと競合して運行する区間については値上げが据え置かれておりました。その後になりますけれども、値上げを据え置いていました区間についても、今年の4月から値上げすることについて発表がございました。

そのため、2社が同一期間で運賃が異なる異種運賃になった場合には、これまで2社が協力して実施してきましたICカードの共通利用化などの取組に支障が出るなど利用者に混乱が生じるおそれがあり、その混乱を避けるため、さらには、路線バスの収支改善などの必要もありますので、協議運賃制度を活用した道北バスの値上げも実施するよう、現在、本市も関わりながら同一運賃に向けた手続を進めているところでございます。

本市としましても、路線バスの運行を維持、確保する上で適切な収入を確保できるよう、利用者負担となる運賃値上げについて検討しなければならないことと考えております。

○佐藤委員 本当にこれは切実な問題だと思いますので、当然、市民も負担しなきゃいけないし、また、運行するためにどうしても経費が必要だということも理解できるわけです。

本市においては、2社が今お話がありましたように協力しながら効率的な運行をすることが大変に必要だと思いますし、路線バスの効率化ですね、皆川さんもちょっと視察してきたというふうなお話がありました。改めて、本市の効率化に向けた取組の内容についてお示しをいただきたいと思います。

○田島地域振興部次長 コロナの影響による利用者減少ですとか運転手不足が深刻化する中で、路線バスの維持、確保に向けたこれまでの本市の取組について申し上げますと、昨年度の9月に、バス事業者2社と、本市も関わり、3者で、官民連携の下、取組を進めることについて確認をする覚書を締結したところですが、その後、バス事業者2社が実証事業として3年間取り組んできました環状線の運行については、公の負担なく運行継続できるよう、本市が実態調査や関係機関との調整などを行い、現在では環状線は事業者による通常の路線として運行継続されております。また、昨年度は、補正予算にてバス利用実態調査のための調査費について予算化しまして、今後の路線確保・維持に向けた取組へ準備を進めてまいりました。

今年度におきましては、バス事業者や関係機関、また学識者なども交えました市内路線バスの効率的な運行を目指すために検討会議を定期的開催しまして、現在は、本市の公共交通の見直し作業なども進めておりますけれども、バス事業者や関係機関などの協議においては、利用者減少や運転手不足といった課題を踏まえ、運転手減少を想定した路線の効率化、事業者間の連携強化などを課題としまして議論を行っております。

厳しい路線バスの運営環境でございますけれども、状況を把握し、共有しながら、効率化運行に向け事業者とともに取組を進めているところでございます。

○佐藤委員 私も、以前、一般質問でバスの停留所について質問したことがあったんですよね。問題にしたのは、僕は、市立旭川病院ですね。ほかの病院は、みんな、医大もそうですけど、病院の入り口からすぐ近いところに、20メートル以内ぐらいにバス亭があるんだけど、残念ながら市立病院のほうは歩かなきゃいけない。

十勝バスとかがいろんな改革をしましたが、バス停を動かしているんですよね。確かに、バス停を動かすというのはたしか国土交通省の許可や認可が必要だとか、いろんな手続があるので大変ですけども、やはり、利用者の利便性を考えて、バスの停留所をどうするか、本当はそういうきめ細かい、路線もそうですよね。必ず病院に行くとか、必ず特養とか、そういう重複した路線なんて要らないわけですから、やっぱり、皆さんが必要とするところに行く路線、もしくは停留所というのも非常に考えなきゃいけないなというふうに、私はずっとそういうふうな考えを持っていたわ

けです。

そこで、市としてもバス路線の維持に向けて様々な取組を行っていること、特にコロナ禍で収益の低下を補填するために事業者への補助についてももしっかり対応されていたということは確認しております。そこで、将来に向けて、バス事業は、市内に限らず、今回の補正予算もそうですけど、近隣自治体を結ぶ広域的な路線についても維持できるかが課題になっていると私は思います。

そうしたことも含めて、他の自治体と一体となった広域単位での路線維持の議論も必要と思いますが、今後のバス路線の維持に向けた市としての考えをやっぱり改めてお伺いしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○三宅地域振興部長 本市では、民間企業の2社を中心に路線バスを運行していただいておりますが、先ほど来の答弁のとおり、両社とも大変に厳しい経営環境の中、利用者数の減少傾向、これは今後も続いていくことを前提として事業を行う必要があります、市としましては、公共交通の維持を図る責任として、このたびは補正予算により地域のデマンド交通や地域間幹線の維持を図るための支援を行おうとするものでございます。

市としまして、国や道とも連携し、バス会社に対して一定の状況に基づくこうした補助を行うことは必要と認識しているところでありますが、同時に、特にコロナの数年間で市内、市外ともに悪化した路線運営の見直しに向けては、昨年度よりバス会社と協議を行うための組織を立ち上げ、これまでしっかり意見を重ねながら対応を進めてきたところであります。

市内路線につきましては、環状線の社会実験、これを総括し、最終的に収益化を見込める区間に路線を切り替え、継続いただきました。また、来年度からの予定としている協議運賃による運賃の変更については、市として関わっておりますが、事業者にとっては経常損益の改善につながるものであります。外部からの補助金は特別損益となりますが、同じ収入でも、収益力また与信が高まる経常損益の改善が長期的には事業の継続にとってより重要になりますので、結果として稼ぐ力が高められることを期待しております。

市外の路線につきましては、昨年の6月に広域の上川地域公共交通計画が策定されました。市内と市外を結ぶ地域間幹線につきましては、事業者に対する継続的な支援には財源的な課題もございまして、現在は、計画を踏まえ、北海道や関係市町と、年度内をめどに、収益の棄損がより少なく、利用者にとって現実的な路線の在り方を検討しており、事業者との協議を今行っているところでございます。

市内、市外ともに非常に厳しいバス事業でございますが、今後も、市としまして、収益性をいかに改善していただくのか、また、利用者に受け入れられる持続性をいかに確保していくのかといった、難しくはございますが、必要な課題意識を持ち、事業者、また関係機関とともに地域における公共交通網の維持に向けた協議と対応を進めてまいります。

○佐藤委員 冒頭に、私は、おばあちゃんと一緒に温泉に、バスに乗った話をしましたけれども、やはり、バスに乗るといふ、このことがかけがえのない楽しい思い出なんですね。私も路線バスするとき、必ず思い出すんです、そのシーンを。

だから、確かに通勤、通学、通院、そういうのもありますけど、やはり、バスの存在そのものが地域にとってかけがえのないものであるし、路線バス、公共交通というのはやっぱり市民の生命線だというふうに思いますので、新年度もいろんなことを考えられていると思いますけれども、ぜひ

とも、公共交通の維持を目指す、これをしっかりやっていくということに取り組んでいただくことをお願い申し上げて、私の質疑を終わります。

○塩尻委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時29分

再開 午後1時31分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○品田委員 今補正予算等審査特別委員会の最後の質疑者になりました。

今回の補正予算の委員会は償還金や物価高対策がほとんどで、どんな委員会になるのかしらと、正直言って、少し懸念というか、心配もありましたけれども、いろいろな角度からの皆様の意見、質疑を聞いておまして、非常に多くの課題が明らかになるなど、中身が濃かったのではないかなというふうに思います。

委員15人中6人が1期生でしたから、一般質問のときもいつも感心させられているんですけども、本当、今回の委員会も市民意見をしっかり聞いたり、調査したり、理事者からの答弁に対してもさらに突っ込むという、本当、大変、私自身、刺激になりましたし、勉強になりました。ただ、最後ということですので、最後は私も頑張って質疑をしていきたいというふうに思います。

私のほうは、福祉保険部と子育て支援部に関わる障害者相談支援事業等における消費税の取扱い関連のみの質問でございます。

まずは、福祉保険部に伺います。

3款1項2目障害者福祉費の障害者相談支援費について伺います。

補正予算案の概要によると、障害者相談支援事業等に関わる消費税の課税区分見直しに伴う経費の増とあります。昨年12月に福祉保険部障害福祉課と子育て支援部子育て助成課の連名で障害者相談支援事業等における消費税の取扱いについて文書が出されて、概要と誤認の理由、今後の対応、対象事業等について常任委員会を通じて説明されました。今回の補正は、その対応によるものと理解していますが、納得のいかない部分もあり、質問させていただくことにしました。

まず、なぜこのような事態になったのか、発覚した経緯と相談支援事業が社会福祉事業に位置づけられない根拠とされた法と、その考え方などについて、改めて御説明願います。

○高越福祉保険部次長 本事案が発覚した経緯につきましては、障害者総合支援法において、市町村は地域生活支援事業である障害者相談支援事業を行うこととされていますが、当該事業における税務上の取扱いについて誤認している市町村がある旨の報道を踏まえ、国が令和5年10月に障害者総合支援法に基づく障害者相談支援事業等における消費税の取扱いを示した事務連絡を発出したところです。このことを受け、本市の事業が当該事務連絡に基づいた取扱いとなっているか事実確認を行ったところ、誤認している委託事業が判明したものであります。

本事務連絡の中では、障害者総合支援法第77条第1項第3号を根拠として市町村が行う障害者相談支援事業については、社会福祉法第2条第2項及び第3項の各号のいずれにも該当せず、社会福祉事業に該当しないことが示されており、このことにより社会福祉法上における障害者相談支援事業の位置づけが明確化されたところであります。

○品田委員 昨年7月2日の中日新聞報道で問題が発覚したんですよね。7月4日の閣議で鈴木俊一財務相が誤認のケースがあることを認めた上で、厚労省と連携して課税対象であると周知することを表明したということです。

それを受けて、昨年10月4日にこども家庭庁と厚生労働省連名で事務連絡が発出されました。非課税とされる福祉サービスを受けるための計画づくりなどを具体的に相談する事業については、市町村は実施主体ではなく、民間事業所が担うこととされており、一般的な相談事業は市町村が担うことが義務づけられていて課税対象だったということです。それが、これまでは明確でなく、非課税対象となっている別の相談事業がある民間事業者も、市からの委託を受けた相談事業を非課税と誤認していたと。今回の事務連絡で、市の相談事業が課税対象だということが明確になり、課税対象の相談事業を民間事業者に委託したことで、委託料に課税が生じるとされたということでした。

こども家庭庁と厚生労働省連名の事務連絡には、1、障害者相談支援事業等に関わる社会福祉法上の取扱いについて、障害者相談支援法第77条第1項第3号を根拠として、市町村が行う障害者相談支援事業については、社会福祉法第2条第2項及び第3項、資料として皆様にもお手元にあると思うのですが、第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業が書かれております。この各号いずれにも該当せず、社会福祉事業には該当しないこと、また、障害児・者の相談支援に関する事業である以下の事業についても同様に社会福祉事業には該当しないこととして、住宅入居等支援事業、基幹相談支援センターを運営する事業（基幹相談支援センター等機能強化事業を含む。）、障害児療育等支援事業、発達障害者支援センターを運営する事業、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業、医療的ケア児支援センターを運営する事業、これらも社会福祉事業には該当しないとして課税の対象とされたのです。

この事務連絡により課税対象事業が明確になりましたが、社会福祉事業に位置づけられないことによる利用者への影響はどのようなことが考えられるのでしょうか。

○高越福祉保険部次長 社会福祉法上の社会福祉事業に該当しないことによる利用者への影響につきましては、社会福祉事業に該当するかの有無を問わず利用者負担は発生しませんし、サービスの内容に変更はないことから、影響はないものと考えております。

○品田委員 利用者への影響がないことは幸いです。

国税庁のホームページには、障害者相談支援事業を受託した場合の消費税の取扱いとして、社会福祉法上、障害者総合支援法に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業は、第2種社会福祉事業イコール非課税とされていますが、障害者相談支援事業は、障害者に対する日常生活上の相談支援を行うものであり、一般相談支援事業や特定相談支援事業に該当しないので課税の対象となるということが記載されていました。

一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害者相談支援事業、明確に区分できるのでしょうか。それぞれの具体例をお示してください。

○高越福祉保険部次長 各相談支援事業につきましては、一般相談支援事業は、入院していた方が退院後にグループホームを利用する場合の相談など、地域に移行、定着するための支援であり、特定相談支援事業は、障害者総合支援法の規定による障害福祉サービス等の利用計画作成など、サービス利用に関する支援となっており、いずれも支援の目的や内容が明確化されております。

一方で、障害者相談支援事業は、生活上の困り事相談など日常生活の中で生じる課題を中心に幅

広い内容について支援するものとなっており、各相談支援事業は支援内容が異なるため、支援内容に基づき事業を区分することが可能であると考えております。

○品田委員 各相談支援事業は支援内容が異なるため区分が可能ということですが、お話を伺いながら高齢者の介護相談事業と似ていると思いました。入院から在宅、もしくはグループホーム等への施設入所、介護保険の利用計画作成、生活上の困り事や相談、例えば、ごみ出し、食事、掃除等の日常生活の困り事、家族関係等、幅広い内容について相談、支援するというものですね、介護のほうの。

障害者の相談支援事業と同様に機能している高齢者の総合相談の窓口である地域包括支援センターへの委託料は非課税扱いです。同じような相談支援事業が必要と思いますが、分離されず非課税となっているのは制度間の不均衡と思われるのですが、なぜなのか、お示してください。

○高越福祉保険部次長 それぞれの事業における消費税の取扱いが異なることにつきましては、国会において両制度創設時の背景が異なることによるものと見解が示されておりますが、各事業の消費税の取扱いに関しましては、国の制度に基づくものであり、本市としまして見解を述べる立場にないことを御理解願います。

○品田委員 そうですよ。国の制度ですので、市として見解を述べづらいということは理解いたします。ですが、制度が異なるということで課税、非課税という大きな差があることに疑問を感じているところです。

では、事業が消費税の課税対象ということで委託料が課税対象となるのですが、委託料の消費税イコール委託業者が支払った消費税でよいのでしょうか。それとも、市が委託業者が支払った消費税よりも多く払うことになるのでしょうか。

○高越福祉保険部次長 本市が消費税の課税対象事業について委託料を支払う場合は、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者へ支払う必要があり、本件の場合は消費税相当額が委託料の10%となります。

受託者が税務署へ消費税を納付する際は、確定申告により納付額が決定するため、申告時の仕入れ税額控除や課税売上高が1千万円以下の場合は納税義務が免税となるなど、本市が支払った消費税額よりも受託者の納付額が少なくなる場合があることから、本市が支払った消費税相当額と事業者が納付する額が一致しない場合がございます。

○品田委員 当初伺っていた金額は3千700万円以上とのことでした。減額された理由の御説明をお願いしたいと思います。

○高越福祉保険部次長 当初公表していた消費税額につきましては、過年度分の契約について、受託者の修正申告等が完了していなかったため、委託料に消費税及び地方消費税の税率を乗じて算出しておりました。

補正予算額につきましては、各受託者の修正申告に基づいた消費税額となっており、受託業者6社のうち、3社は、修正申告時の税控除等により当初公表時よりも低額となっており、2社は、課税売上高が1千万円以下のため、免税となっているほか、1社は、修正申告作業中であり、消費税額等が未確定のため、補正予算には含めておりません。これらのことから、公表時よりも補正額が低額となっております。

○品田委員 各受託者の修正申告に基づいた消費税額となっているため、受託業者6社のうち、3

社は修正申告時の税額控除により低額となって、2社は課税売上高が1千万円以下のため免税となった、1社は、まだ修正申告作業中であるため、まだ未確定のため補正予算に含まれていないということですね。

それでは、次に、子育て支援部に伺います。

4款1項1目保健衛生総務費の中の医療費給付費についても、小児慢性特定疾病相談室運営業務に関わる消費税の課税区分見直しに伴う経費の増として、委託料59万7千円と補償金120万4千円と記載されております。

当初、公表されていた金額は310万円以上でしたが、大分低額となっておりますが、その理由は障害者相談支援金と同様ということでしょうか。

○田上子育て支援部子育て助成課長 当初公表していた消費税額につきましては、障害者相談支援事業費と同様の算出となっており、補正予算額につきましては、受託者の修正申告に基づいた消費税額等となっているため、当初公表時よりも低額となっております。

○品田委員 小児慢性特定疾病相談室運営業務は、こども家庭庁と厚生労働省連名の10月4日の事務連絡の中で課税の対象とされたどの事業に該当するのでしょうか。

○田上子育て支援部子育て助成課長 小児慢性特定疾病相談室運営業務につきましては、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の一事業として実施しているものであり、10月4日の事務連絡に記載されている事業に該当するものではありませんが、同事務連絡を受け、国へ問合せを行うなど確認を行ったところ、当該業務について社会福祉事業に該当しないことが判明したものであります。

○品田委員 この小児慢性特定疾病とは具体的にどんな病気が該当し、相談室運営業務では具体的にどのような相談業務があるのでしょうか。

○田上子育て支援部子育て助成課長 小児慢性特定疾病は、国の審議会を経て、現在16疾患群788疾病が指定されており、主な疾患としましては、白血病などの悪性新生物、筋ジストロフィー等の神経・筋疾患、炎症性腸疾患などがあります。

これらの疾病を持つ児童とその家族に対し、小児慢性特定疾病相談室では、国の要綱に基づき、相談支援事業、小児慢性特定疾病児童等自立支援員による自立支援への相談、患者やその家族間の交流事業など、地域の実情に合わせて実施する自立支援事業を実施しております。

相談支援事業では、患者やその家族からの療養上の相談や関係機関との連絡調整などを行っております。

○品田委員 大体、現在16疾患群788疾病が指定されている、主な疾患としては、白血病などの悪性新生物、筋ジストロフィー等の神経・筋疾患、炎症性腸疾患などがあるということですか。

先日、朝日新聞だったと思うんですけども、旭川の小学生が脊髄にできた腫瘍で手足に麻痺が出て自発呼吸も困難になったような事例が報道されていましたが、この子の例も該当しているのかなと思って聞いておりました。

この子は、場所が悪くて、腫瘍は取ることはできなかったのですが、ただ幸い、手術や抗がん治療を受けて特別支援学校に通えるまで回復して、しかも、口に絵筆をくわえて絵を描く、もともと絵を描くことが好きだったということで、それがSNSを通じてお母さんが発信したら、絵の好きな方が目に留めて、「にじいろからす」という絵本の出版につながったという報道記事だったんで

すよね。本当、その間のずっと大変な状況なども伺っていて、改めて、病気と闘いながら生活しているお子さんもそうですけれども、支える御家族の支援は必須だと思いました。

この小児慢性特定疾病相談室運営業務は、社会福祉法に第1種社会福祉事業とか第2種社会福祉事業とかありますけれども、該当しないということなんです。資料に載っているこれだけのひどい小児麻痺、苦しむような生活を送らざるを得ないようなこういう病気、それが障害者相談事業にも該当しないのでしょうか。社会福祉事業の判断要素にも該当しないということなんです。

社会福祉法上では、利用者が日常生活を送る上で欠くことのできないサービスであること、サービスの安定的な供給を確保するためには、公的助成を通じた事業の普及、育成が必要であること、利用者への影響が大きいと、サービスの質の確保のために公的規制が必要であること、規制の対象とすることによりボランティアなどによる自由な活動を通じた事業の発展を妨げないこと、一般的に提供されている同種のサービスとの明確な区分が可能であることなどの5点が第15回中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会資料というのに示されていたんですけど、これが社会福祉法の社会福祉事業に該当する事業だということなんです。

この社会福祉法上に定められたものに小児慢性特定疾病相談室運営業務は該当していないということなんです。ちょっとダブりますけど、先ほどの障害者相談事業にも該当しないということですよ。

○田上子育て支援部子育て助成課長 小児慢性特定疾病相談室運営業務は、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の一事業であり、当該事業は、慢性疾病を抱える患者や家族の様々なニーズに対応できるような事業になっておりますが、社会福祉事業として位置づけることで、届出の義務等、社会福祉法上の制限を受けることになり、さらに事業実施者の負担が増す同法の規定もあることに鑑み、社会福祉事業に該当させていない旨、厚生労働省の担当課から伺っております。

また、本事業につきましては、児童福祉法に基づく事業のため、先ほどの障害者相談支援事業には該当いたしません。

○品田委員 社会福祉事業に位置づけることで社会福祉法上の制限を受け、事業実施者の負担が増す規定があるとのことですか。

確かに、社会福祉法を見ると、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めるところにより設立された社会福祉法人となった場合や、一般社団法人及び一般財団法人になった場合は、定款作成や厚生労働省令で定める手続に従い、所管庁の認可を受けなければならないなどの多くの定めがあるようです。私も知識が足りず調べることができませんでしたが、事業実施者に負担が増えるということでしたら、一概に社会福祉事業とすることがよいのかも含めて考えなければなりません。

しかし、社会福祉法の目的や基本的理念に鑑みると疑問に思います。障害者相談支援事業の委託先には、社会福祉法人以外の事業所もありますので、今後、障害者相談支援事業を社会福祉事業に位置づけようとする場合の課題となるかもしれません。今後、しっかり調査等を行いたいと思います。

それでは、障害者相談支援事業と小児慢性特定疾病相談室運営業務、それぞれの事業について、国、北海道の補助金の割合をお示してください。

また、今回は全部一般財源で措置していますが、国や道からの補填はあるのでしょうか。補填さ

れるとしたら、いつ頃になるのか、また、従来の補助金や負担金とは別に支給されるのか、それとも、来年度と一緒に一括支給されるのか、一括支給される場合は内訳は明確になるのかなど、お示しください。

○高越福祉保険部次長 障害者相談支援事業における国や北海道の補助割合につきましては、国や北海道が設定した額を基準に、国が2分の1、北海道が4分の1となっており、現時点で国等から追加の補填は示されておりません。

○田上子育て支援部子育て助成課長 小児慢性特定疾病相談室運営業務は、児童福祉法の規定により国が2分の1を負担することとなっており、今年度の消費税増額分については今年度の負担金で措置され、過年度分の補助金につきましては、道負担金の額の再確定手続において対応することで国と協議をしており、負担金精算後での措置となる予定であります。

○品田委員 障害者相談支援事業については、数は少ないですが、消費税を払っていた自治体もあるということであり、これまでの補助金に既に消費税分が含まれていたと考えられます。

でも、そもそも国や北海道が認定した補助金の基準となる額が低く算定されていて、実質は2分の1どころか、3割ほどになっていることは、皆様、周知の事実だと思います。ぜひ、改善してほしいことです。

片や、2分の1とはいえ、小児慢性特定疾病相談室運営業務のほうは、過年度分の補償金も今年度の負担金で精算されるということです。今、協議中ということではありますけれども。負担金と補助金では随分と差があることがよく分かりました。

再度確認させていただきますが、今回の補正額は、委託業者が納付した消費税の補填額ということでしょうか。

では、来年度の算定はどういう計算になるのでしょうか。非課税とされている一般相談支援事業、特定相談支援事業と課税対象の障害者相談支援事業を、割合と、どのように算定しようと考えているのか、お示しください。

また、相談委託料への課税は委託せず、自治体で実施する場合は消費税がかからないのかもお示しください。

○高越福祉保険部次長 補正予算につきましては、今年度の委託契約に係る消費税相当額の支払いと、過年分の委託契約に基づく事業者が税務署へ追加納付する消費税額、延滞税額を補填するものとなっており、来年度の契約については委託料に消費税相当額を含んでいます。また、障害者相談支援事業を自治体が直接運営する場合は、消費税の課税対象となる契約がないことから、税負担はございません。

○品田委員 自治体独自で運営する場合は、課税対象の契約がないことから消費税の負担はないということですね。

そして、来年度の委託料には、非課税の一般相談支援事業、特定相談支援事業、それに課税対象の障害者相談支援事業を含めた委託料全額に消費税相当額を上乗せするということがいいですね。

来年度予算については、後日の予算審査特別委員会で詳しく伺いたいと思います。

福祉保険部は、今回の補正額のほかに、もう1か所の事業所が残っています。事業規模の大きい事業所なので、消費税納付額が確定したらまた補正予算を組むことになると思います。

今回は過年度分を含むため、1千627万3千円と子育て支援部のほうの180万1千円、合計

1千807万4千円、そして、予定されている追加の分に加えて、今年度の委託料の消費税額、民生常任委員会でも出していただいた表に載っていたやつが722万2千500円だったということで、来年度以降の委託料への消費税10%の加算が、これと同額か、もしくは増額されて加算されるということになると思うんです。

旭川市にとっては大変大きな負担だなと思います。半数以上の自治体が誤認していたという報道があるように、旭川市だけの問題ではありません。同じような状況になっている中核市や周辺自治体等と連携して、何らかの働きかけ等は取り組まれているのでしょうか。

○高越福祉保険部次長 障害者相談支援事業において、現時点で中核市等と連携して国への要望等を行うことは検討しておりませんが、今後につきましては、他都市の動向を注視しながら、支援の拡充などについて国等へ要望することを検討してまいります。

○品田委員 全国市長会などを通じて国への働きかけを強めるなどをしてほしいと思います。

障害者福祉サービスは、2003年4月から措置制度から契約制度に移行して利用者が選択できる仕組みになりました。利用者が選択するためには、情報提供を含めて、利用者や家族が相談できる仕組みが不可欠であり、そのための中心的な福祉事業として市区町村相談支援事業が制度化されてきました。そのような経過があつて制度化された相談支援事業は、専門性を持った職員を配置し、利用者のあらゆる相談を支援する、まさに社会福祉の基幹事業と言えます。

私は、小児慢性特定疾病相談室運營業務には先ほどの質疑で明らかになった課題がありますが、障害者相談支援事業は、社会福祉法を改正して社会福祉事業に位置づけるとして非課税にするのがよいと考えます。

しかし、この問題はハードルが高いとも考えます。昨年12月に立憲民主党の阿部知子衆議院議員がこの問題を取り上げて内閣に質問主意書を提出していました。ですが、返ってきた答弁書は、まさに木で鼻をくくったような内容でした。

阿部議員の質問した内容です。相談支援事業が社会福祉事業に位置づけられない根拠は何か。基幹相談支援センター事業と同様に機能している高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターへの委託料は非課税扱いであり、制度間の不均衡についての認識を問う。基幹相談支援センター事業は、本来行政が担うべき役割を委託しているものであり、虐待防止や権利擁護を担う地域にとって重要な総合支援の窓口であり、社会福祉事業である。全国の自治体への実態調査と社会福祉事業に位置づけるなど制度の見直しが必要ではないか。そもそも国の制度について自治体への説明、連絡の不徹底が誤認を招いた。実態調査をして、その間、当面は政省令などで非課税と明記すべき、などと質問しているんです。

しかし、答弁書は、社会福祉法の世界福祉事業の性格になじまないもので、社会福祉事業として位置づけていない。実態調査の実施も、相談支援事業を社会福祉事業に位置づける等の制度を見直すことも考えていない。そして、今後も当該事務連絡を踏まえた適切な取扱いについて周知徹底していくという、現場の混乱や自治体の負担の重さを全く顧みようとしない内容でした。

この問題のほかに、今、夏まつりや冬まつり実行委員会等の委託事業への消費税負担という問題も新たに出ています。問題を整理、勉強して、自治体にとって、本市にとって、より望ましい方向性を市議の皆さんたちと一緒に考えていきたいなと思っております。そして、現場の声を届けるために意見書を上げるなど、市議会としても改善に向けて取り組めることを相談していきたいと思っ

ております。

旭川市の貴重な限られた財源を1円でも多くの市民のために生かせるように、理事者の皆様も、市議会の皆様も共に力を合わせていけるようにしていきたいと思っております、と訴えさせていただいて、私の質疑を終えます。

すみません、長々と言うのでちょっと分かりづらかったと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○塩尻委員長 他に御質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 他に御質疑がなければ、以上で、本特別委員会に付託を受けております議案第1号ないし議案第27号の令和5年度旭川市各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上27件に対する質疑は、全て終了いたしました。

したがいまして、これより本特別委員会としての結論の取りまとめに入る運びとなるわけですが、結論の取りまとめと議長宛て審査報告書及び委員長口頭報告の案の作成につきましては、代表者会議で執り行いたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後3時20分

○塩尻委員長 再開いたします。

本特別委員会に付託を受けております各号議案27件につきましては、先ほどまでの委員会で全ての質疑を終了し、その後、本特別委員会としての結論の取りまとめを行うため、各会派1名による代表者会議で意見の調整を図ってまいったわけでありまして。

代表者会議における取りまとめの経過につきましては、それぞれ代表委員等を通じて御承知のことと思っておりますので、この際、その説明は省略させていただき、結果のみについて御報告申し上げたいと思っております。

すなわち、代表者会議における取りまとめの結果につきましては、議案第1号ないし議案第27号の以上27件につきましては、いずれも全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

これより、討論に入ります。

発言の申出がありません。

特に御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 特に御発言がなければ、討論終結と認め、これより採決に入ります。

それでは、議案第1号ないし議案第27号の以上27件につきまして採決いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、いずれも原案どおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○塩尻委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいまの委員会の決定に基づき、議長宛て審査報告書及び委員長口頭報告の作成に取りかかる運びとなるわけですが、あらかじめ、その文案を作成しております。

議長宛て審査報告書の文案につきましては、それぞれ代表委員等を通じて御承知のことと思いますので、この際、配付につきましては省略させていただき、委員長口頭報告のみ議会事務局から朗読いたします。

○林上議会事務局次長 補正予算等審査特別委員会委員長口頭報告案を朗読いたします。

本特別委員会に付託を受けておりました議案第1号ないし議案第27号の令和5年度旭川市各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上27件につきまして、その審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、審査経過であります。本特別委員会は、2月20日から22日まで、委員会を3回開催し、理事者に対し、審査に必要な資料の提出を求めながら、付託議案に対する質疑のみをまず先に行い、さらに、一切の質疑が終了した後、各会派1名による代表者会議において結論の取りまとめに当たるなど、その運営に努めてまいった次第であります。

審査過程における主な質疑項目につきましては、後日、印刷物として御配付させていただき、直ちに付託議案に対する本特別委員会としての結論を申し上げたいと思います。

すなわち、議案第1号ないし議案第27号の以上27件につきましては、いずれも全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、極めて概括ではありますが、本特別委員会の審査経過と結果の報告を終わらせていただきます。

何とぞ、本特別委員会の決定どおり、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○塩尻委員長 それでは、議長宛て審査報告書と、ただいま議会事務局次長が朗読いたしました委員長口頭報告につきましては、そのとおり報告することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○塩尻委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

以上で、本特別委員会の議事は、全て終了いたしました。

それでは、これもちまして、特別委員会を閉会いたします。

閉会 午後3時23分